

Hiroshima City University Graduate School of International Studies

履修案内

2022年度

大学院
国際学研究科



2022年度 履修案内 目次

2022年度学年暦

2022年度カレンダー

附属施設等の利用について

キャンパス案内図

【国際学研究科の人材育成の目標及び各ポリシー】・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

【博士前期課程】

I 国際学研究科博士前期課程の特色・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

教育研究の特色

II 入学から修了まで・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

- 1 主指導教員と副指導教員の決定
- 2 履修登録について
- 3 他研究科開設科目の履修について
- 4 修了必要単位数について
- 5 修了要件と修業年限及び長期履修制度について
- 6 研究計画書の作成と提出について
- 7 「修士論文」と「課題研究報告書」について
- 8 修士論文等審査基準について
- 9 学位について
- 10 教育職員免許状について
- 11 単位認定について
- 12 提出書類、手続き等一覧
- 13 授業科目一覧表

【博士後期課程】

I 国際学研究科博士後期課程の特色・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

教育研究の特色

II 入学から修了まで・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

- 1 主指導教員と副指導教員の決定
- 2 履修登録について
- 3 修了必要単位数について
- 4 修了要件と修業年限及び長期履修制度について
- 5 研究報告書の提出及び博士候補者の認定について

- 6 博士学位論文の作成及び博士学位論文予備審査について
- 7 博士学位論文の審査及び最終試験の実施について
- 8 博士学位授与の可否の決定について
- 9 博士論文審査基準について
- 10 学位について
- 11 提出書類、手続き等一覧
- 12 博士後期課程修了のプロセス
- 13 授業科目一覧表

【資料】

広島市立大学大学院学則	29
公立大学法人広島市立大学授業料等の減免に関する規程	44
広島市立大学大学院国際学研究科履修規程	47
広島市立大学学位規程	50
広島市立大学長期履修学生規程	55
広島市立大学大学院におけるGPA制度に係る実施要綱	57
広島市立大学博士学位規程国際学研究科内規	59

学年暦 (2022年度)

	日程	事項	
前期(4月1日～9月30日)	第1ターム(4月11日～6月9日)	4月1日(金)～10日(日)	春季休業
		4月4日(月)	春季入学式
		4月4日(月)～8日(金)	オリエンテーション
		4月4日(月)～7日(木)	定期健康診断
		4月4日(月)～22日(金)	前期履修手続期間
		4月11日(月)	前期授業開始
		4月29日(金・昭和の日)	金曜日の授業実施
		5月2日(月)	全学休業日
		5月20日(金)～6月2日(木)	補講週(6時限に補講を行う週)
		6月3日(金)～6月9日(木)	第1ターム試験期間(通年・セメスター科目は授業を行う)
	第2ターム(6月10日～8月9日)	6月14日(火)	開学記念日(授業実施)
		7月15日(金)～7月28日(木)	補講週(6時限に補講を行う週)
		7月18日(月・海の日)	月曜日の授業実施
		7月29日(金)～8月9日(火)	前期定期試験
		8月10日(水)～9月30日(金)	夏季休業
		8月12日(金)・15日(月)・16日(火)	全学休業日
		9月26日(月)	秋季卒業式
9月26日(月)～10月14日(金)		後期履修手続期間	
後期(10月1日～3月31日)	第3ターム(10月3日～11月25日)	10月3日(月)	秋季入学式・後期授業開始
		10月10日(月・スポーツの日)	月曜日の授業実施
		10月29日(土)・30日(日)	大学祭
		11月3日(木・文化の日)	木曜日の授業実施
		11月7日(月)～11月18日(金)	補講週(6時限に補講を行う週)
		11月21日(月)～11月25日(金)	第3ターム試験期間(通年・セメスター科目は授業を行う)
		11月23日(水・勤労感謝の日)	水曜日の授業・試験実施
	第4ターム(11月28日～2月10日)	11月25日(金)	防火・防災訓練の日
		12月20日(火)	全学休業日
		12月26日(月)～1月3日(火)	冬季休業
		1月13日(金)	開学記念日の振替日(授業は実施しない)
		1月18日(水)～1月31日(火)	補講週(6時限に補講を行う週)
		2月1日(水)～2月10日(金)	後期定期試験
2月11日(土)～3月31日(金)	学年末休業		
3月23日(木)	春季卒業式		

2022年度 授業カレンダー

前 期								後 期							
	日	月	火	水	木	金	土		日	月	火	水	木	金	土
4月	27	28	29	30	31	1	2	10月	25	26	27	28	29	30	1
	3	4	5	6	7	8	9		2	3	4	5	6	7	8
	10	11	12	13	14	15	16		9	10	11	12	13	14	15
	17	18	19	20	21	22	23		16	17	18	19	20	21	22
	24	25	26	27	28	29	30		23	24	25	26	27	28	29
5月	1	2	3	4	5	6	7	11月	30	31	1	2	3	4	5
	8	9	10	11	12	13	14		6	7	8	9	10	11	12
	15	16	17	18	19	20	21		13	14	15	16	17	18	19
	22	23	24	25	26	27	28		20	21	22	23	24	25	26
	29	30	31	1	2	3	4		27	28	29	30	1	2	3
6月	5	6	7	8	9	10	11	12月	4	5	6	7	8	9	10
	12	13	14	15	16	17	18		11	12	13	14	15	16	17
	19	20	21	22	23	24	25		18	19	20	21	22	23	24
	26	27	28	29	30	1	2		25	26	27	28	29	30	31
7月	3	4	5	6	7	8	9	1月	1	2	3	予4	予5	6	7
	10	11	12	13	14	15	16		8	9	10	11	12	13	14
	17	18	19	20	21	22	23		15	16	17	18	19	20	21
	24	25	26	27	28	29	30		22	23	24	25	26	27	28
8月	31	1	2	3	4	予5	6	2月	29	30	31	1	2	3	4
	7	予8	予9	10	11	12	13		5	6	7	予8	予9	予10	11
	14	15	16	17	18	19	20		12	13	14	15	16	17	18
	21	22	23	24	25	26	27		19	20	21	22	23	24	25
	28	29	30	31	1	2	3		26	27	28	1	2	3	4
9月	4	5	6	7	8	9	10	3月	5	6	7	8	9	10	11
	11	12	13	14	15	16	17		12	13	14	15	16	17	18
	18	19	20	21	22	23	24		19	20	21	22	23	24	25
	25	26	27	28	29	30			26	27	28	29	30	31	

凡例

- * 太線枠内は、授業等を行う期間
(集中講義は太線枠外でも行う)
- * は、期末試験日
- * 予 は、期末試験予備日
- * は、授業予備日 (通常授業はなし)
- * は、第1・第3ターム科目の試験期間
(通年・セメスター科目は授業を行う)
- * は、祝休日に授業・試験を行う日
- * は、補講週 (6時限に補講を行う週)
- * は、全学休業日

クォーター期間

- ・第1ターム(4月11日~6月9日)
- ・第2ターム(6月10日~8月9日)
- ・第3ターム(10月3日~11月25日)
- ・第4ターム(11月28日~2月10日)

学内行事等

- (1) 春季入学式は4月4日(月)、秋季入学式は10月3日(月)とする。
- (2) オリエンテーションは、4月4日(月)~8日(金)とする。
- (3) 6月14日(火)の開学記念日の振替日を1月13日(金)とし、振替日の授業は休講とする。
- (4) 秋季卒業式は9月26日(月)、春季卒業式は、3月23日(木)とする。

授業関係

- ア 4月29日(金・昭和の日)は、金曜日の授業を実施する。
- イ 7月18日(月・海の日)は、月曜日の授業を実施する。
- ウ 10月10日(月・スポーツの日)は、月曜日の授業を実施する。
- エ 11月3日(木・文化の日)は、木曜日の授業を実施する。
- オ 11月23日(水・勤労感謝の日)は、水曜日の授業・試験を実施する。
- カ 1月4日(水)及び5日(木)は、授業予備日とする。(通常の授業はなし)

授業カレンダー及び学年暦は、毎年度、大学ウェブサイト
(在学生・保護者の方へ)履修について>学年暦・授業カレンダー)に
掲載します。

附属施設等の利用について

- 1 図 書 館 開館時間 8:45~20:00 (土・日・休日は休み)
(休業期間中 8:45~17:00)
電話 直通 830-1508
- 2 語 学 セ ン タ ー 開館時間 9:00~19:00 (土・日・休日は休み)
(休業期間中 9:00~17:00)
電話 直通 830-1509
- 3 情 報 処 理 セ ン タ ー 開館時間 9:00~19:00 (土・日・休日は休み)
(休業期間中 9:00~17:00)
電話 直通 830-1511
- 4 保 健 室 (本部棟1階) 利用時間 9:00~18:00 (土・日・休日は休み)
(休業期間中 9:00~17:00)
電話 直通 830-1510
- 5 相 談 室 (本部棟1階) カウンセリング 10:00~18:00 (月~金) [原則予約制]。
次のいずれかの方法により事前に申し込んでください。
① E-mail で申し込む soudanshitu@m.hiroshima-cu.ac.jp
② 相談室前のポストに申込用紙を投函する。
③ 保健室で申し込む 直接来室または電話 (830-1510)
- 6 法 律 相 談 弁護士による無料法律相談を年2回開催しています。
問い合わせ先: 830-1522 (事務局学生支援室)
- 7 売店「いちいち」(学生会館2階)
○コンビニ(生活彩家) [紀伊国屋書店] 営業時間 8:00~19:00 (土・日・休日は休み)
(内容: 文房具、弁当、生活用品、書籍等)
○画材店 [ピカソ画房] 営業時間 8:30~17:30 (土・日・休日は休み)
- 8 学 生 食 堂 (学生会館1階) 営業時間 11:00~14:00 (土・日・休日は休み)
14:00 から 19:00 は学生の皆さんのために開放しています。
- 9 喫 茶 (学生会館1階) 営業時間 8:00~19:00 (土・日・休日は休み)
※ 営業時間は、変更される場合がありますので注意してください。
変更があった場合には、その都度、大学公式ウェブサイトで周知します。

10 駐車場の利用について

本学では、十分な駐車スペースを確保できないため、公共交通機関による通学を原則としています。やむを得ず自動車(二輪車を含む。)通学を必要とする場合は、構内駐車(駐輪)許可証交付申請書を提出して、許可を受けなければなりません。許可を受けるためには、大学で4月初旬に実施する「交通安全講習会」を受講する必要があります。また、自動車通学する場合は、任意の自動車損害賠償保険への加入も必要です。自動車を駐車する場合は次のとおり有料となります。

利用料の額(1台につき): 半期 3,500円 1か月 1,000円

11 キャッシュコーナー(学生会館2階)

- (1) ゆうちょ銀行 ATM 9:00~17:30 (土・日・休日は休み)
- (2) 広島銀行 ATM 9:00~18:00 (土・日・休日は休み)

集会室、体育館、テニスコート、グラウンド等の利用については、事務局学生支援室で利用申込が必要です。

国際学研究科の人材育成の目標及び各ポリシー

○ 人材育成の目標

国際学研究科は、深い学識と広い視野に基づいて、専門的な立場から国際社会や地域社会に貢献できる能力や技能の育成を教育理念とし、次のような人材の育成を目標としています。

1. 国際関係、公共政策、経営政策、社会文化、言語文化の様々な機能と役割の分析・研究を通じて、国際社会とそれを構成する様々なコミュニティが直面している問題の分析と解決に資するための教育・研究を行い、現代社会の問題点や課題を自ら発見し、解決に貢献したり指導力を発揮したりできる実践的な能力を備えた人材
2. 独自性および独創性をもって研究や諸活動に携わることができる教育者・研究者・実務者

○ 入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）

国際学研究科では、次のような人の入学を求めています。

1. 国際社会やそれを構成する様々なコミュニティが抱える諸課題について、専門的なアプローチを用いて課題の発見や解決に取り組もうとしている人
2. 専門性を深めるために探究し、思考や議論を深めるための論理性や説得力を備えている人
3. 本研究科の研究分野に関する基礎知識および研究に必要な語学力を有し、さらに専門的な知識や研究能力を高め研究や職業に役立てようとする人
4. 本研究科での学びを通じて、自己研鑽に努めたい人

○ 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

国際学研究科は、深い学識と広い視野に基づいて、専門的な立場から国際社会や地域社会に貢献できる能力や技能の育成を基本理念としています。国際関係、公共政策、経営政策、社会文化、言語文化等に関わる課題の分析・研究を通じて、国際社会とそれを構成する様々なコミュニティが直面している問題点や課題を自ら発見し解決できる実践的な人材の養成と、独自性の高い研究や諸活動に携わることのできる教育者・研究者・実務者の養成を目的として、教育課程を次のように編成し、実践します。

博士前期課程

1. 全研究科共通科目

全研究科共通科目（広島市立大学大学院国際学研究科、情報科学研究科、芸術学研究科および平和学研究科の共通科目をいう。）は、多様な文化・価値観を尊び、人間、社会、自然、平和に関する幅広い関心と知識を習得し、専攻する専門分野の既成の枠組みを超えて、多角的な分析視点、多様な問題意識、および柔軟な判断力を養うことを目的として、人文、社会、自然、芸術などの学際的な授業科目で編成します。

2. 研究科開設科目

政治、経済、文化の基本的枠組みを念頭におき、国際学研究科特有の特色をもった専門研究に取り組めるように、専門基礎科目群と専門研究科目群（国際関係研究群、公共政策研究群、経営政策研究群、社会文化研究群、言語文化研究群）を設置するとともに、これらの領域を横断する地域研究や平和研究にかかわる多彩な教育・研究内容の授業科目を開設します。

（1）専門基礎科目

研究者および高度文系実務者を養成するために、専門基礎科目、国際研究特講、特別講義・演習を開設します。

専門基礎科目として、人文・社会科学研究の基本的なアプローチ方法とアカデミック・スキルズ、および統計処理・分析に必要な基礎知識を習得する科目を開設します。また、とくに広島と世界の関連に着目した修士（平和学）の学位取得を目指す院生を対象とした平和学コア科目群や、国際研究特講としてのピース・インターンシップ等を配置します。

（2）専門研究科目群

2-1 国際関係研究群

グローバル化時代の国際社会やそれを構成する様々なコミュニティの変化に対応できる能力を養成することを目的に、国家、国際組織、市民や非政府組織など多様な主体の相互関係を、歴史的・理論的に深く学ぶための専門科目を開設します。また、世界各地の国際関係史や政治外交史に関する高度な専門研究を通じて、課題解決能力を高めることを目指します。

2-2 公共政策研究群

多様化する現代社会の課題について、公共関連組織や民間企業などの役割や機能を考察しながら分析し対処できる能力を高めることを目的に、経済・社会の諸側面から理論的・実践的に学ぶ専門科目を開設します。経済政策、国際開発、環境経済、都市経済、非営利組織、情報メディア、持続可能な開発のための教育などの分野で、公共政策に関する高度な専門研究を通じた実践的能力を高めることを目指します。

2-3 経営政策研究群

グローバル化が進む事業環境で活動する組織や企業に求められる組織経営手法とビジネス・センスを磨くことを目的に、経営にかかわる諸課題を、理論的・実践的に学ぶための専門科目を開設します。国際経営、マーケティング、人的資源管理、会計、国際商務、多国籍企業、国際金融などの専門研究を通じて、実際の経営に活かせる、長期的・多角的視野での柔軟かつ創造的な実践的能力を高めることを目指します。

2-4 社会文化研究群

複雑化が進行する世界と、多様化が進む地域の双方の課題に、人間とその社会に対する深い理解をもって対処できる能力を身に着けることを目的に、社会と文化の諸側面を歴史的・理論的に深く学ぶための専門科目を開設します。世界各地域の社会や文化に関して、歴史学、社会学、文化人類学、哲学などの専門研究を通じて、多様化が進む社会のなかで、関連する分野で活躍できる実践的能力を高めることを目指します。

2-5 言語文化研究群

言語と文化に関わるさまざまな課題を専門的な理論や方法に基づき、研究することを目的とし、言語や文化が人々の社会的営みに果たす役割を深く学ぶための専門科目を開設します。日本語および外国語教育、比較言語、言語政策、文学、異文化理解、通訳・翻訳などの専門研究を通じて、言語や文化に関わる分野に造詣を深めるとともに、関連する分野で活躍できる実践的能力を高めることを目指します。

博士後期課程

国際社会とそれを構成する様々なコミュニティの多彩な側面を正確に把握し、多種多様な領域を解明するために、政治、経済、文化の基本的枠組みを念頭におき、国際社会研究分野と地域研究分野の二つの研究分野から教育課程を編成します。

○ 学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

博士前期課程

国際学研究科は、所定の期間在学し、所定の単位を修得し、以下のいずれかの学識・能力を身につけたうえで、修士論文あるいは課題研究報告書を提出して審査に合格した学生に対して修了を認定し、修士（国際学、学術または平和学）の学位を授与します。

- ・それぞれの専門分野（国際関係研究、公共政策研究、経営政策研究、社会文化研究、言語文化研究）における十分な学識と、グローバル化時代における諸課題を多面的かつ的確に分析し考察できる能力、および高い研究能力。
- ・国際学研究科における学修を通じて研鑽し身に着けた学識と、文系実務者としての能力

博士後期課程

国際学研究科は、所定の期間在学し、所定の単位を修得し、以下の学識・能力を身につけたうえで、博士学位論文を提出して審査に合格した学生に対して修了を認定し、博士（国際学、学術または平和学）の学位を授与します。

- ・グローバル化時代において国際社会とそれを構成する多様なコミュニティが抱える諸課題を各専門分野の理論や方法を用いて分析する国際社会研究分野、あるいは日本をはじめ世界各地域を対象として政治・経済・文化・言語などについて多面的に研究を深める地域

研究分野における高度な学識

- ・ 研究者として自立できる研究能力と独自性の高い研究成果を達成できる能力
- ・ 課程修了見込者および課程修了者と同等以上の学力および研究能力（博士学位請求論文を提出して審査に合格した者）

I 国際学研究科博士前期課程の特色

○ 教育研究の特色

(1) 学際的教育・研究に適した授業科目の編成

今日の国際社会の多様化したニーズに応え、グローバルな課題に対応するために、より柔軟で学際的教育・研究に適した授業科目の編成を目指しています。授与する修士学位の種類は、「修士（国際学）」、「修士（学術）」また「修士（平和学）」のいずれかです。

本研究科の教育課程は、全研究科共通科目、研究科開設科目から構成されます。研究科開設科目では、専門基礎科目と「国際関係」、「公共政策」、「経営政策」、「社会文化」、「言語文化」の5つの研究群を設置するとともに、これらの領域を横断しながら、研究対象地域を多角的に研究、分析する「地域研究」および人類の平和的共存をさまざまな角度から追及する「平和研究」にかかわる多彩な内容の授業科目を開設しています。

(2) 国際化への対応

授業科目の履修期間は、留学生また外国からの帰国者などの受け入れに対する便宜等を考慮して、半年単位のセメスター制を導入しています。

また、「修士（平和学）」の学位取得を目指す場合は、英語による授業科目のみで学位を取得することができます。

(3) 社会人・実務者など多様な学生の受け入れ体制

社会人・実務者などの学びを支援し、社会人が在職のまま本研究科を修了することを可能にする一助として、上記のセメスター制度と合わせて、教員との相談に応じて、夜間その他特定の時間または時期において授業又は研究指導等を受けることができます。場合によっては、オンラインで授業を受講することも可能です。また、長期履修制度（3年または4年）も導入しています。

Ⅱ 入学から修了まで

1 主指導教員と副指導教員の決定

入学志願票を提出する時に記載した「志望指導教員」が、原則として入学後は主指導教員となります。学生は、主指導教員から授業科目の履修についての指導と学位取得のための研究指導を受けます。社会人で、夜間の授業やオンラインによる授業の受講を希望する場合は、予め主指導教員と履修の方法、受講時間等について相談してください。

副指導教員については、主指導教員と相談の上、副指導教員として希望する専任教員2名以内を関連する研究科目の中から選び、その教員の了承を得て「副指導教員希望届」を提出してください。学生は、副指導教員から授業科目の履修や研究についての助言を受けます。「副指導教員希望届」の提出期限は、春季入学者は7月末日、秋季入学者は翌年1月末日です。

2 履修登録について

履修登録にあたっては、「12 提出書類、手続き等一覧」記載の期限厳守の上、大学情報サービスシステムによるWEB履修登録を行ってください。原則として、4月に前・後期両方の履修登録を行います。

履修登録：学内のパソコン等を利用して行ってください。履修科目の決定にあたっては、主指導教員が履修を指定する科目がありますので、必ず主指導教員と相談の上、科目を選択してください。履修登録期間を過ぎると、登録はできなくなります。履修登録が完了したら、直ちにWEBから「履修登録科目確認票」を印刷し、指導教員の承認印を得て、教務・研究支援室に提出してください。

履修確認：履修登録期間終了後には、登録された授業科目の確認を行う履修確認期間を設けています。WEBから履修内容を確認し、修正の必要があれば、自身で「履修登録科目確認票」を印刷の上、指定された期日までに提出してください。特記事項のある学生は広島市立大学ポータルサイト「いちぼる」に通知が届きます。

履修取消：履修確定後においても、当初想定した履修計画・受講目的が達成されないなどの理由により履修を取り消すことができます。ただし、取り消しができない科目もありますので、シラバス等をよく確認してください。履修の取消しは、履修登録期間終了日から3週間経過した後の1週間の期間に行うことができます。取消手続等については「いちぼる」からお知らせします。※履修を取り消す場合は、指導教員の承認が必要です。

3 他研究科開設科目の履修について

研究において教育上有益と認められる場合は、平和学研究科開設科目を履修することができます（「平和学特殊演習」を除く）。履修を希望する場合は、履修登録期間中に、主指導教員及び授業科目の担当教員の承認を得た上で、「他研究科開設科目履修届」を教務・研究支援室に提出してください。履修をした科目は、15単位を超えない範囲で主指導教員指定科目に含めることができます。

4 修了必要単位数について

修了に必要な単位数は 30 単位以上で、その内訳は以下のとおりです。

<修士（国際学）あるいは修士（学術）の学位取得のために満たさなければならない要件>

全研究科共通科目	2 単位以上
研究科開設科目	24 単位以上
主指導教員指定科目	14 単位以上
自由選択科目	8 単位
専門基礎科目	2 単位
計	30 単位以上

- ※ 主指導教員指定科目に、「専門基礎科目」、「平和学コア科目」及び「ピース・インターンシップ」を含むことはできない。
- ※ 社会人学生または留学生で、全研究科共通科目及び専門基礎科目を履修することが困難である場合は、「単位振替届」を教務・研究支援室に提出し、主指導教員指定科目に振り替えることができる。
- ※ 平和学研究科開設科目を、15 単位を超えない範囲で主指導教員指定科目に含めることができる。

<修士（平和学）の学位取得のために満たさなければならない要件>

2019 年度及び 2020 年度入学生対象

全研究科共通科目	2 単位以上
研究科開設科目	24 単位以上
主指導教員指定科目	14 単位以上
専門基礎科目	2 単位
平和学コア科目	4 単位
ピース・インターンシップ	1 単位（必修）
平和学専門科目	8 単位
計	30 単位以上

2021 年度以降入学生対象

全研究科共通科目	2 単位以上
研究科開設科目	24 単位以上
主指導教員指定科目	14 単位以上
専門基礎科目	2 単位
平和学コア科目	4 単位
ピース・インターンシップ	2 単位（必修）
平和学専門科目	8 単位
計	30 単位以上

- ※ 主指導教員指定科目には、「平和学専門科目」を含むことができる。
- ※ 主指導教員指定科目に、「専門基礎科目」、「平和学コア科目」及び「ピース・インターンシップ」を含むことはできない。
- ※ 社会人学生または留学生で、全研究科共通科目及び専門基礎科目を履修することが困難である場合は、「単位振替届」を教務・研究支援室に提出し、主指導教員指定科目に振り替えることができる。
- ※ 平和学研究科開設科目を、15 単位を超えない範囲で主指導教員指定科目に含めることができる。

5 修了要件と修業年限及び長期履修制度について

博士前期課程を修了するためには、大学院に2年以上在学し、30単位以上を修得し、必要な研究指導を受けたうえで、修士論文あるいは課題研究報告書を在学期間中に提出して審査および口述試験に合格すれば、博士前期課程の修了となります。ただし、特に短期間で優秀な研究成果が期待できると主指導教員が判断した場合には、1年以上の在学をもって、修了を認めることがあります。

また、在学中に、研究科長の許可を受けて外国の大学の大学院へ留学することができます。その場合の留学期間は修業年限に含めることができます。ただし、休学して留学する場合の休学期間は修業年限に含めることはできません。

【長期履修学生制度について】

社会人入試制度により入学した学生は、標準修業年限2年を、3年または4年として計画的に教育課程を修了することができる長期履修制度を利用することができます。この制度を利用すると、標準修業年限の授業料の総額を、長期履修期間に応じて支払うこととなります。希望する学生は、「12 提出書類、手続き等一覧」記載の提出期限内に所定の手続きを行ってください。ただし、長期履修学生であっても、在学年限は4年であり、最長4年の長期履修期間内に修了できないことが、退学または除籍につながるため、十分に注意してください。

6 研究計画書の作成と提出について

学生は、主指導教員と相談の上、研究計画書を作成して事務局教務・研究支援室に提出してください。研究計画書の提出にあたっては、主指導教員および副指導教員の承認を得てください。

研究計画書の提出期限は、春季入学者の場合は2年次前期の履修登録最終日までに、秋季入学者の場合は2年次後期の履修登録最終日までに行ってください。

7 「修士論文」と「課題研究報告書」について

本研究科では、入学時に「修士論文」あるいは「課題研究報告書」のいずれかを選択します。いずれも、博士前期課程2年間で学んだ基本的な知識や研究の成果、また論文作成技術の習得度などをみるためのものと位置づけられています。

この制度の特徴と提出手続きの詳細は以下のとおりです。

	修士論文	課題研究報告書
内容	学術的貢献度が高いもの 学術論文の形式（構成・参考文献等） 【要件】 ・ 先行研究のサーベイ ・ 学術研究面での独自性 ・ 論理的な議論の展開	資料価値が高いもの 学術論文の形式（構成・参考文献等） 【要件】 ・ 綿密な調査分析や記録 ・ 特定の団体・事業などに関する事例研究や、特定の課題に関する検討
字数(目安)	【和文】 40,000 字以上 【英文】 20,000 語以上	【和文】 30,000 字以上 【英文】 15,000 語以上
書式	(1) 原則としてA4判・横書きとする。 (2) 和文：1 ページあたり1行43字×30行 (3) 英文：1 ページあたり80字×30行 (4) ページ番号を下中央に入れる。 (5) 上下左右2.5cm程度の余白をとる。	
提出書類	(1) 修士論文提出票 1部 (2) 修士論文審査願 1部 ※ 主指導教員の承認印のあるもの (3) 修士論文 3部 (4) 修士論文要旨 4部 ※ 要旨は原則として日本語で作成	(1) 課題研究報告書提出票 1部 (2) 課題研究報告書審査願 1部 ※ 主指導教員の承認印のあるもの (3) 課題研究報告書 3部 (4) 課題研究報告書要旨 4部 ※ 要旨は原則として日本語で作成
	論文等3部は、ファイル等に綴じ、ファイルの表紙には論文題目、学籍番号、提出者氏名、主指導教員名、副指導教員名、提出年月日を記入すること。	
提出期限	【春季入学者】 冬季休業日前最後の授業日午後6時 【秋季入学者】 6月最終の平日午後6時	
提出先	事務局教務・研究支援室	

- ・ このほか、製本用修士論文等の提出が必要です。詳細は掲示の指示に従ってください。
- ・ **博士後期課程への進学を希望する場合や、研究者を志望する場合は、「修士論文」を作成していることを推奨します。**大学院入学後に選択の変更を希望する場合は、主指導教員、副指導教員の同意を得たうえで、修士論文等提出期限までに変更願を提出し、研究科委員会の承認を得てください。
- ・ 一度提出した修士論文等の取り下げは、口述試験が実施される前のみ可能です。その場合は、主指導教員の承認を得た上で、研究科長に修士論文等取り下げ願を提出し、研究科委員会の承認を得てください。

8 修士論文等審査基準について

主指導教員および副指導教員（2名）で編成する「修士論文等審査委員会」が、修士論文等の審査と口述試験を行ないます。副指導教員が1名の場合には、関連する研究科目から他の1名の教員が主指導教員の推薦によって審査委員会に加わります。

審査は、次にかかげる項目を総合的に考慮して行います。

(1) 研究テーマ及び問題設定の妥当性

研究テーマ及び問題設定に妥当性があり、学術的あるいはまた社会的意義が認められること。

(2) 研究方法の適切性

先行研究や関連資料・データ等をふまえ、問題設定にふさわしい研究方法によって考察・分析がなされていること。

(3) 論旨の妥当性

論旨の進め方に一貫性があり、整合的な結論が導出されていること。

(4) 独創性

研究テーマ、問題設定、研究方法、分析、結論等に一定の独創性が認められること。

(5) 論文作成能力

文章表現が適切で、修士論文等としての構成・体裁が整っていること。

(6) 研究倫理の遵守

研究の立案・遂行、研究データの保管、研究成果の発表に関して、適切な倫理的配慮がなされていること、また学内及び関連学会等の倫理基準等を遵守の上、研究がなされていること。

9 学位について

修了必要単位数を満たした上で、修士論文等が審査に合格すると、研究科委員会の判定を経て学位が授与されます。学位は、修士論文等の内容によって、次のいずれかになります。

修士（国際学）

修士（学術）

修士（平和学）

10 教育職員免許状について

中学校教諭一種免許状（英語）と高等学校教諭一種免許状（英語）を取得している者は、別表の科目 24 単位を修得することにより、英語の専修免許状を取得することができます。

国際学研究科で取得できる教育職員免許状は次のとおりです。

中学校教諭 専修免許状 英語

高等学校教諭 専修免許状 英語

（別表）

教育職員 免許法施 行規則に 定める科 目区分	授 業 科 目 の 名 称	単 位 数		摘 要
		教職必 修科目	教職選 択科目	
教科及び 教科の指 導法に関 する科目	英語教育論Ⅰ		2	最低必要修得単位数は、 24 単位
	英語教育論Ⅱ		2	
	応用言語論Ⅰ		2	
	応用言語論Ⅱ		2	
	翻訳論Ⅰ		2	
	翻訳論Ⅱ		2	
	通訳論Ⅰ		2	
	通訳論Ⅱ		2	
	イギリス文学・文化論Ⅰ		2	
	イギリス文学・文化論Ⅱ		2	
	American Literature and CultureⅠ		2	
	American Literature and CultureⅡ		2	
	Cross-cultural Psychology and CommunicationⅠ		2	
	Cross-cultural Psychology and CommunicationⅡ		2	
教育の基 礎的理解 に関する 科目	教育経営学Ⅰ		2	
	教育経営学Ⅱ		2	
	比較国際教育学		2	
	持続可能な開発のための教育（ESD）論		2	

11 単位認定について

他の大学院での講義の受講も、本学で修得したのものとして単位の認定をする制度があります。学術交流協定を締結している大学、とくにハワイ大学で提供されている次表中の科目が単位認定の対象になります。

ハワイ大学マノア校 Peace Studies (PACE)提供科目 (本学で単位認定が可能な科目)

コース番号	科目名
PACE 412	Gandhi, King and Nonviolence
PACE 413	Terrorism
PACE 477	Culture and Conflict Resolution
PACE 478	International Law and Disputes
PACE 647	Mediation: Theory and Practice
PACE 668	Facilitation: Facilitating Community and Organizational Change

※ PACE は Peace and Conflict Education の略、その後がコース番号です。

※ すべて3単位科目です。

※ 次のウェブサイトにて授業の概要がまとめられています。

<https://manoa.hawaii.edu/catalog/courses-overview/>

他大学院で修得した単位は最大8単位まで修了要件として認められますが、事前に主指導教員の下承が必要です。

12 提出書類、手続き等一覧

○履修登録に係るもの

手続き	提出期間・期限等	提出方法・提出先
Web 履修登録	前期：4月4日～4月22日	大学情報サービスシステム(教務システム)にて登録
履修登録科目確認票	後期：9月26日～10月14日	教務・研究支援室に提出
他研究科開設科目履修届		

○長期履修制度に係るもの (対象：社会人に特定した入試制度により入学した者)

文書名	提出期間・期限等	提出先
長期履修学生申請書 (入学時から希望する場合)	春季入学者：4月末日 秋季入学者：10月末日	教務・研究支援室
長期履修学生申請書 (中途から希望する場合)	前期から希望する場合：前年度の2月末日 後期から希望する場合：当該年度の8月末日	
長期履修期間変更申請書 (変更は1回限り。最終年次に在学する学生は変更できない。)	前期から希望する場合：前年度の2月末日 後期から希望する場合：当該年度の8月末日	

○研究指導及び修士論文等審査に係るもの、修士論文等審査日程

学年	内容	期間・期限・時期等		提出先
		春季入学者	秋季入学者	
1年	専門基礎科目の履修	前期又は後期	後期又は前期	—
	副指導教員希望届の提出	7月末日	1月末日	—
2年	研究計画書の提出	前期履修登録 最終日	後期履修登録 最終日	教務・研 究支援室
	修士論文等及び要旨の提出	冬季休業日前最後 の授業日午後6時	6月最終の 平日午後6時	
	修士論文等審査委員会の設置	12月	6月	—
	修士論文等審査委員会による審査	1月	7月	—
	修士論文等審査報告・研究科委員会による修士学位授与の承認	2月	7月	—
	製本用修士論文等の提出	2月末日	8月末日	教務・研 究支援室
学位授与		3月	9月	—

※ 修士論文等の提出にあたっては、「7 『修士論文』と『課題研究報告書』について」及び掲示をよく確認すること。

※ 修了要件等を満たしていれば（または満たす見込みであれば）、「4月入学」及び「10月入学」のいずれに示された日程であっても、修士論文等を提出し、審査を受けることができる。

○必要に応じ随時提出するもの

手続き	提出期間・期限等	提出方法・提出先
指導教員変更願	必要となった場合速やかに	教務・研究支援室
修士論文・課題研究報告書 変更願	随時（ただし、修士論文等提出時まで）	
単位振替届(*)	随時（提出の条件については(*)のとおり）	

(*) 単位振替届は、①社会人選抜入試により入学した者 または ②日本語を母語とせず、英語で修士論文または研究課題報告書を作成する者で、全研究科共通科目及び専門基礎科目を履修することが困難である場合に届け出ることができる。ただし、原則として最終年次に在学するものは届け出ることができない。

13 授業科目一覧表

授業科目	◎日英可 ○英のみ	平和学 専門科目	地域 研究	担当者	期	単位数
全研究科共通科目群「21世紀の人間と社会」						
人間論A (人文・社会科学)				(開講せず)	前期	2単位
人間論B (自然科学)				曾雌 崇弘	前期	2単位
国際関係と平和	◎			吉川 元	前期	2単位
ヒロシマと核の時代	○			Robert A Jacobs 他	前期	2単位
日本論				山口 えり	後期	2単位
科学技術と倫理				八重樫 徹	前期	2単位
情報と社会				河又 貴洋、桑原 俊	前期	2単位
道具論				吉田 幸弘 他	後期	2単位
都市論				吉田 幸弘 他	後期	2単位
専門基礎科目						
学術研究の進め方				山崎 雅夫、寺田 英子 高久 賢也、秦野 貴光	前期	2単位
学術研究のための基礎統計				山根 史博	後期	2単位
平和学コア科目						
平和学概論	◎			吉田 晴彦 他	前期	2単位
広島と世界	◎			井上 泰浩 他	後期	2単位
HIROSHIMA and PEACE for Graduate Students	○			(開講せず)	前期	3単位
国際関係研究群						
国際政治理論	◎	○		秦野 貴光	前期	2単位
国際安全保障理論	◎	○		秦野 貴光	後期	2単位
紛争解決論	◎	○		古澤 嘉朗	前期	2単位
平和構築論	◎	○		古澤 嘉朗	後期	2単位
国際協力論 I		○		吉田 晴彦	前期	2単位
国際協力論 II		○		吉田 晴彦	後期	2単位
日本政治外交論 I		○	○	武田 悠	前期	2単位
日本政治外交論 II		○	○	武田 悠	後期	2単位
中国国際関係史 I	◎	○	○	飯島 典子	前期	2単位
中国国際関係史 II	◎	○	○	飯島 典子	後期	2単位
東北アジア政治論 I		○	○	金 栄鎬	前期	2単位
東北アジア政治論 II		○	○	金 栄鎬	後期	2単位
東南アジア政治論 I		○	○	板谷 大世	前期	2単位
東南アジア政治論 II		○	○	板谷 大世	後期	2単位
ヨーロッパ国際関係史 I		○	○	大庭 千恵子	前期	2単位
ヨーロッパ国際関係史 II		○	○	大庭 千恵子	後期	2単位
アメリカ政治外交論 I		○	○	(開講せず)	前期	2単位
アメリカ政治外交論 II		○	○	(開講せず)	後期	2単位
ロシア国際関係史 I	◎	○	○	斎藤 祥平	前期	2単位
ロシア国際関係史 II	◎	○	○	斎藤 祥平	後期	2単位

授業科目		◎日英可 ○英のみ	平和学 専門科目	地域 研究	担当者	期	単位数
研 究 科 開 設 科 目	公共政策研究群						
	国際法Ⅰ		○		太田 育子	前期	2単位
	国際法Ⅱ		○		太田 育子	後期	2単位
	経済政策論Ⅰ				高橋 広雅	前期	2単位
	経済政策論Ⅱ				高橋 広雅	後期	2単位
	国際開発学	◎			目黒 紀夫	前期	2単位
	開発社会学／人類学	◎			目黒 紀夫	後期	2単位
	非営利組織論				金谷 信子	前期	2単位
	社会政策論				金谷 信子	後期	2単位
	環境経済学Ⅰ				山根 史博	前期	2単位
	環境経済学Ⅱ				山根 史博	後期	2単位
	都市経済学Ⅰ				寺田 英子	前期	2単位
	都市経済学Ⅱ				(開講せず)	後期	2単位
	教育経営学Ⅰ				福本 昌之	前期	2単位
	教育経営学Ⅱ				福本 昌之	後期	2単位
	比較国際教育学				卜部 匡司	前期	2単位
	持続可能な開発のための教育 (E S D) 論				卜部 匡司	後期	2単位
	情報メディア論Ⅰ	◎			井上 泰浩	前期	2単位
	情報メディア論Ⅱ	◎			井上 泰浩	後期	2単位
	健康心理学Ⅰ				山口 光明	前期	2単位
	健康心理学Ⅱ				山口 光明	後期	2単位
	経営政策研究群						
	国際経営論Ⅰ				李 在鎬	前期	2単位
	国際経営論Ⅱ				李 在鎬	後期	2単位
	マーケティング論Ⅰ				李 玲	前期	2単位
	マーケティング論Ⅱ				李 玲	後期	2単位
	人的資源管理論Ⅰ				山崎 雅夫	前期	2単位
	人的資源管理論Ⅱ				山崎 雅夫	後期	2単位
	多国籍企業論Ⅰ	◎	○		Nurhaizal Azam Arif	前期	2単位
	多国籍企業論Ⅱ	◎			Nurhaizal Azam Arif	後期	2単位
	国際金融論Ⅰ				高久 賢也	前期	2単位
	国際金融論Ⅱ				高久 賢也	後期	2単位
会計学Ⅰ				井手吉 成佳	前期	2単位	
会計学Ⅱ				井手吉 成佳	後期	2単位	
公会計論Ⅰ				城多 努	前期	2単位	
公会計論Ⅱ				城多 努	後期	2単位	
日本産業論Ⅰ			○	[非]平野 実	前期	2単位	
日本産業論Ⅱ			○	[非]平野 実	後期	2単位	
経営政策特講Ⅰ				(開講せず)	前期	2単位	
経営政策特講Ⅱ				(開講せず)	後期	2単位	
国際商務論Ⅰ	◎			寺井 里沙	前期	2単位	
国際商務論Ⅱ	◎			寺井 里沙	後期	2単位	

授業科目		◎日英可 ○英のみ	平和学 専門科目	地域 研究	担当者	期	単位数
研 究 科 開 設 科 目	社会文化研究群						
	現代思想Ⅰ		○		上尾 真道	前期	2単位
	現代思想Ⅱ		○		上尾 真道	後期	2単位
	現代社会論Ⅰ		○		湯浅 正恵	前期	2単位
	現代社会論Ⅱ		○		湯浅 正恵	後期	2単位
	ジェンダー論Ⅰ		○	○	Ulrike Wöhr	前期	2単位
	ジェンダー論Ⅱ		○	○	Ulrike Wöhr	後期	2単位
	日本文化史研究Ⅰ	◎		○	山口 えり	前期	2単位
	日本文化史研究Ⅱ	◎		○	山口 えり	後期	2単位
	ラテンアメリカ文化論Ⅰ			○	吉江 貴文	前期	2単位
	ラテンアメリカ文化論Ⅱ			○	吉江 貴文	後期	2単位
	中東イスラーム社会論Ⅰ			○	田浪 亜央江	前期	2単位
	中東イスラーム社会論Ⅱ			○	田浪 亜央江	後期	2単位
	アフリカ社会論			○	田川 玄	前期	2単位
	アフリカ文化論			○	田川 玄	後期	2単位
	言語文化研究群						
	英語教育論Ⅰ				青木 信之	前期	2単位
	英語教育論Ⅱ				青木 信之	後期	2単位
	日本語教育論Ⅰ				重田 美咲	前期	2単位
	日本語教育論Ⅱ				重田 美咲	後期	2単位
	応用言語論Ⅰ				森田 光宏	前期	2単位
	応用言語論Ⅱ				森田 光宏	後期	2単位
	翻訳論Ⅰ				横山 知幸	前期	2単位
	翻訳論Ⅱ				横山 知幸	後期	2単位
	通訳論Ⅰ				渡辺 智恵	前期	2単位
	通訳論Ⅱ				渡辺 智恵	後期	2単位
	イギリス文学・文化論Ⅰ			○	原 雅樹	前期	2単位
	イギリス文学・文化論Ⅱ			○	原 雅樹	後期	2単位
	フランス文学・文化論Ⅰ			○	大場 静枝	前期	2単位
	フランス文学・文化論Ⅱ			○	大場 静枝	後期	2単位
	American Literature and CultureⅠ	○		○	Michael Gorman	前期	2単位
	American Literature and CultureⅡ	○		○	Michael Gorman	後期	2単位
	Cross-cultural Psychology and CommunicationⅠ	○			Luke Carson	前期	2単位
	Cross-cultural Psychology and CommunicationⅡ	○			Luke Carson	後期	2単位
対照言語学Ⅰ				藤原 優美	前期	2単位	
対照言語学Ⅱ				藤原 優美	後期	2単位	

研究 科 開 設 科 目	授業科目	◎日英可 ○英のみ	平和学 専門科目	地域 研究	担当者	期	単位数
		国際研究特講					
	国際研究特講 I					前期	2単位
	国際研究特講 II					後期	2単位
	ピース・インターンシップ	◎			(博士前期課程担当全教員)	前後期	2単位
	特別講義						
	特別講義A				(博士前期課程担当全教員)	前期	2単位
	特別講義B				(博士前期課程担当全教員)	後期	2単位
	特別演習						
	特別演習 I				(博士前期課程担当全教員)	前期	1単位
	特別演習 II				(博士前期課程担当全教員)	後期	1単位

※英語表記(○のみ)になっている授業科目は、英語のみで授業を行います。
◎の授業科目は、日本語と英語の両方での授業が可能です。

※広島・長崎講座について

広島市と長崎市では、被爆者の「他の誰にもこんな思いをさせてはいけない」というメッセージの意味を学術的に整理・体系化し、普遍性のある学問として次代を担う若い世代に伝えていくため、国内外の大学に広島・長崎講座を開設・普及することに取り組んでいます。

広島・長崎講座は、被爆者のメッセージの意味を学問的に学習することにより、核兵器の悲惨さや非人道性を認識し、被爆者がなぜ報復ではなく和解の道を選んだかについて正しく理解することを目的としています。

本研究科では、以下の3科目が「広島・長崎講座」として認定されています。

ヒロシマと核の時代、広島と世界、HIROSHIMA and PEACE for Graduate Students

I 国際学研究科博士後期課程の特色

○ 教育研究の特色

(1) 国際性・学際性の観点からの教育研究

国際社会研究分野と地域研究分野の両分野の研究科目は、国境や国家という単位を越えてグローバルな視点から、人類益や地球益に立脚した地球規模のトランスナショナルな発想を基本とします。

また、学際性という観点から、文化、政治、経済や人文、社会、自然といった既存の学問分野や研究領域の枠にとらわれることなく、高度な専門性を維持しながら、より広範な学問的視野から教育研究が行えるよう配慮しています。

(2) 社会人・実務者など多様な学生の受け入れ

博士後期課程では、博士後期課程のために開講する科目を必要に応じて夜間に実施するなど、高度な専門の学術知識の習得を目指す社会人が在職のまま大学院に進学し得るよう配慮しています。

(3) 留学生の積極的な受け入れ

わが国の国際化の進展に伴い、今後教育面での国際交流のさらなる促進が期待されています。本研究科では諸外国からの留学生（交流協定を締結した大学から推薦された留学生を含む。）を積極的に受け入れ、教育・研究面での国際社会への貢献を目指します。

(4) 徹底的な個別的研究指導

博士後期課程では、研究分野の演習として、1年次に「国際社会研究演習Ⅰ、Ⅱ」及び「地域研究演習Ⅰ、Ⅱ」（各2単位）、2年次に「国際社会研究演習Ⅲ、Ⅳ」及び「地域研究演習Ⅲ、Ⅳ」（各2単位）を開設します。学生は主指導教員の指導を受けて、これらの演習のうちから4科目（8単位）を選択して履修します。主・副指導教員は、博士学位請求論文の作成に向け、研究分野の演習を通して徹底した個別的研究指導を行います。

Ⅱ 入学から修了まで

1 主指導教員と副指導教員の決定

博士後期課程においては主指導教員が徹底した個別的な研究指導を行い、副指導教員はこれを補佐します。主指導教員は、入学志願票を提出するときに記載した「志望指導教員」になります。副指導教員については、主指導教員と相談の上、副指導教員として希望する教員2名以上を選び、その教員の了承を得て「副指導教員希望届」を提出してください。

「副指導教員希望届」の提出期限は、春季入学は7月末日、秋季入学は翌年1月末日です。

学生は、主指導教員から学位取得のための研究指導を受けます。また、副指導教員からも研究についての助言を受けます。

なお、学生は、指導教員の変更を希望する場合には、主指導教員及び副指導教員の承認を得たうえで所定の「指導教員変更願」を研究科長に提出することができます。研究科長は「指導教員変更願」が提出された場合には、主指導教員の所見等を参考にし、指導教員の変更を認めることができます。

2 履修登録について

履修登録にあたっては、「11 提出書類、手続き等一覧」記載の期限厳守の上、大学情報サービスシステムによるWEB履修登録を行ってください。原則として、4月に前・後期両方の履修登録を行います。

履修登録：学内のパソコン等を利用して行ってください。履修科目の決定にあたっては、主指導教員が履修を指定する科目がありますので、必ず主指導教員と相談の上、科目を選択してください。履修登録期間を過ぎると、登録はできなくなります。履修登録が完了したら、直ちにWEBから「履修登録科目確認票」を印刷し、指導教員の承認印を得て、教務・研究支援室に提出してください。

履修確認：履修登録期間終了後には、登録された授業科目の確認を行う履修確認期間を設けています。WEBから履修内容を確認し、修正の必要があれば、自身で「履修登録科目確認票」を印刷の上、指定された期日までに提出してください。特記事項のある学生は広島市立大学ポータルサイト「いちぼる」に通知が届きます。

履修取消：履修確定後においても、当初想定した履修計画・受講目的が達成されないなどの理由により履修を取り消すことができます。ただし、取り消しができない科目もありますので、シラバス等をよく確認してください。履修の取消しは、履修登録期間終了日から3週間経過した後の1週間の期間に行うことができます。取消手続等については「いちぼる」からお知らせします。※履修を取り消す場合は、指導教員の承認が必要です。

3 修了必要単位数について

博士後期課程における**修了必要単位数は8単位**です。

主指導教員の指導により、「国際社会研究演習」又は「地域研究演習」のうちから4科目(8単位)を選択して履修します。

4 修了要件と修業年限及び長期履修制度について

博士後期課程を修了するためには、原則として本課程に3年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ博士学位論文の審査と最終試験に合格しなければなりません。

【長期履修学生制度について】

標準修業年限3年を、4年、5年または6年として計画的に教育課程を修了することができる長期履修制度を利用することができます。この制度を利用すると、標準修業年限の授業料の総額を、長期履修期間に応じて支払うことになります。希望する学生は、「11 提出書類、手続き等一覧」記載の提出期限内に所定の手続きを行ってください。ただし、長期履修学生であっても、在学年限は6年であり、最長6年の長期履修期間内に修了できないことが、退学または除籍につながるため、十分に注意してください。

5 研究報告書の提出及び博士候補者の認定について

(1) 学生は主指導教員の指導に基づき、1年次の終わりまでに所定の様式の「博士学位論文執筆計画書」を事務局教務・研究支援室に提出します。長期履修学生は、履修期間に応じて「研究報告書」の提出時期を明記してください。ただし、「研究報告書」は最終年次に進むまでに提出する必要があります。

(2) 学生は主指導教員の指導に基づき、「研究報告書」を提出します。

提出期限：【春季入学者】2年次10月末日まで 【秋季入学者】2年次4月末日まで

※ 長期履修学生は、前記に準じて提出期限を設定してください。

提出先：事務局教務・研究支援室

用紙：A4

文字数：日本語：10,000字（10枚）程度（図表を含む。資料は別とする。）

英語：4,000語（12枚）程度（図表を含む。資料は別とする。）

表紙：学籍番号、名前、主・副指導教員名、提出年月日を明記。

研究テーマ：学位論文の題名。

研究の概要：目的、論文の全体的な構成。

関連する先行研究：国内外の先行研究のレビュー。

研究の特色・独創性：先行研究に照らして何がユニークなのか。

研究方法：理論・事例研究、文献・実地調査などの方法。

研究の経過または準備状況：研究はどこまで進展しているか。

(3) 研究報告書を所定の期限までに提出できない場合は、「研究報告書未提出の理由書」（以下、「理由書」という。）を提出してください。提出延期が認められた場合は、当初予定の半期後の期限までに「研究報告書」を提出してください。期限延期後も研究報告書を提出ができない場合は、さらに「理由書」の提出が出来ますが、原則3回までです。

(4) 学生は、「研究報告書」の提出後、口頭発表会を行います。主・副指導教員を含む評価者は、学生から提出された「研究報告書」及び口頭発表会の内容を審査し、A B C Dの4段階で評価します(Dは不合格)。その結果を主指導教員が研究科委員会に報告します。研究科委員会はその報告を受けて、その学生が博士候補者として博士学位論文の作成に着手する資格を認定します。

6 博士学位論文の作成及び博士学位論文予備審査について

博士学位論文は、自立した研究者としてふさわしい専門的な学術知識、調査能力、論文作成技法などの達成度をみるためのものと位置づけられています。修士論文よりレベルが高い独創的な発想や研究方法によって作成され、学問的業績として専門学界から評価される研究内容のものでなければなりません。また、字数や枚数の制限は特に設けていません。

博士学位論文の提出手続きは以下のとおりです。

- (1) 博士候補者となった者は、主指導教員の指導に基づき博士学位論文を作成し、博士論文予備審査の申請を行うこととなります。博士論文予備審査の申請の締切日は、前期は4月末日、後期は10月末日です。
- (2) 博士後期課程学位審査研究科委員会は、申請に基づき、当該博士候補者の主指導教員を含む研究科委員会の委員3人以上から成る「博士論文予備審査委員会」を設置します。審査委員長は主指導教員となります。
- (3) 「博士論文予備審査委員会」の委員長は、審査の結果を博士後期課程学位審査研究科委員会に報告します。博士後期課程学位審査研究科委員会では、それを受けて博士候補者が博士学位授与の申請をすることを許可します。
博士学位論文の予備審査の結果不合格となった者は、次回以降の予備審査に改めて申請することができます。
- (4) なお、一度提出した博士学位論文の取り下げは、口述試験が実施される前のみ可能です。その場合は、主指導教員の承認を得た上で、研究科長に博士学位論文取り下げ願を提出し、博士後期課程学位審査研究科委員会の承認を得てください。

7 博士学位論文の審査及び最終試験の実施について

- (1) 博士後期課程学位審査研究科委員会は、博士候補者に博士学位論文の受理を認めた場合は、「博士論文審査委員会」を設置します。「博士論文審査委員会」は、上記の予備審査委員会の委員に学内外の専門家1人以上を加えて編成し、予備審査委員会の委員長が博士論文審査委員会の委員長となります。
- (2) 博士論文審査委員会は、1年以内に博士学位論文の審査と最終試験（口述試験とその他審査委員会が必要とする試験）を実施し、その結果を博士後期課程学位審査研究科委員会に報告します。
- (3) なお、一度提出した博士学位論文の取り下げは、口述試験が実施される前のみ可能です。その場合は、主指導教員の承認を得た上で、研究科長に博士学位論文取り下げ願を提出し、博士後期課程学位審査研究科委員会の承認を得てください。

8 博士学位授与の可否の決定について

研究科委員会では、「博士論文審査委員会」の結果報告を受けて審議を行い、博士学位授与の可否を決定します。

9 博士論文審査基準について

次にかかげる項目を総合的に考慮し、審査を行います。

1. 研究テーマ及び問題設定の妥当性

研究テーマ及び問題設定に妥当性があり、学術的あるいはまた社会的意義が認められること。

2. 研究方法の適切性

先行研究や関連資料・データ等をふまえ、問題設定にふさわしい研究方法によって考察・分析がなされていること。

3. 論旨の妥当性

論旨の進め方に一貫性があり、整合的な結論が導出されていること。

4. 独創性

研究テーマ、問題設定、研究方法、分析、結論等に一定の独創性が認められること。

5. 論文作成能力

文章表現が適切で、博士論文としての構成・体裁が整っていること。

6. 研究倫理の遵守

研究の立案・遂行、研究データの保管、研究成果の発表に関して、適切な倫理的配慮がなされていること、また学内及び関連学会等の倫理基準等を遵守の上、研究がなされていること。

7. 研究者として自立的また自律的に研究活動を遂行していける能力、高度な専門的業務に従事していける能力、またはその基礎となる豊かな学識を有すると認められること。

10 学位について

修了必要単位数を満たした上で、博士論文が上記の審査及び最終試験に合格すると、研究科委員会の判定を経て学位が授与されます。学位は、博士論文の内容によって、次のいずれかになります。

博士（国際学）

博士（学術）

博士（平和学）

11 提出書類、手続き等一覧

○履修登録に係るもの

手続き	提出期間・期限等	提出先
Web 履修登録	前期：4月4日～4月22日	大学情報サービスシステム （教務システム）にて登録
履修登録科目確認票	後期：9月26日～10月14日	教務・研究支援室に提出

○長期履修制度に係るもの（対象：社会人に特定した入試制度により入学した者）

文書名	提出期間・期限等	提出先
長期履修学生申請書 (入学時から希望する場合)	春季入学者：4月末日 秋季入学者：10月末日	教務・研究支援室
長期履修学生申請書 (中途から希望する場合)	前期から希望する場合：前年度の2月末日 後期から希望する場合：当該年度の8月末日	
長期履修期間変更申請書 (変更は1回限り。最終年次に在学する学生は変更できない。)	前期から希望する場合：前年度の2月末日 後期から希望する場合：当該年度の8月末日	

○必要に応じ随時提出するもの

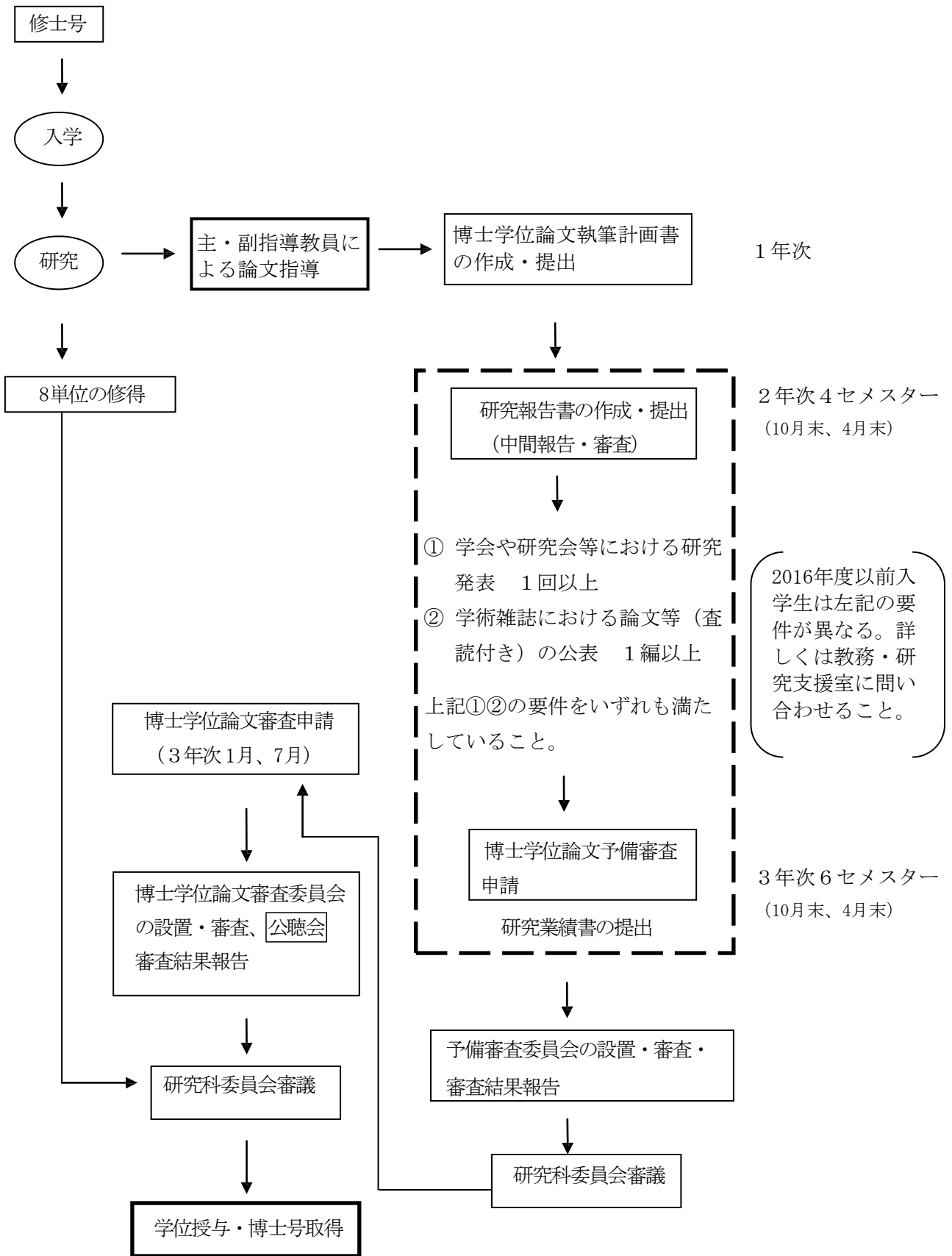
手続き	提出期間・期限等	提出先
指導教員変更願	必要となった場合速やかに	教務・研究支援室

○研究指導及び学位論文審査に係るもの、学位論文審査日程
 博士学位論文等の提出にあたっては、「Ⅱ 入学から修了まで」及び掲示をよく確認すること。

学年	内容		期間・期限・時期等		提出先
			春季入学者	秋季入学者	
1年	副指導教員希望届の提出		7月末日	1月末日	教務・研究支援室
	博士学位論文執筆計画書の提出		3月末日	9月末日	
2年	報告書 研究書	研究報告書（または研究報告書未提出の理由書）の提出（※1）（※2）	10月末日	4月末日	—
		研究報告書の審査・博士学位論文着手認定	11月	5月	
3年	学位論文予備審査	博士学位論文予備審査申請	10月末日	4月末日	教務・研究支援室
		予備審査委員会構成員名簿の提出・予備審査委員会の設置	11月	5月	—
		予備審査	11月中旬～12月上旬	5月中旬～6月上旬	—
		予備審査委員会の審査報告に基づく研究科委員会による博士学位論文審査申請の許可	12月	6月	—
	学位論文本審査	博士学位論文審査申請（※3）	1月中旬	7月上旬	教務・研究支援室
		審査委員会構成員名簿の提出・審査委員会の設置	1月	7月	—
		審査委員会による審査・最終試験	1月～2月	7月～8月	—
		審査委員会の審査報告に基づく研究科委員会による博士学位授与の承認	3月中旬	9月中旬	—
	博士学位論文（電子データ）の提出（※4）		3月中旬	9月中旬	教務・研究支援室
	学位授与		3月	9月	—
修了後	学位論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨の公表		学位授与から3月以内		—
	博士学位論文の公表（附属図書館リポジトリ登録）		学位授与から1年以内		教務・研究支援室

- ※1 長期履修制度の場合の提出時期はこれとは異なり、最終年次に進むまでの間で「博士学位論文執筆計画書」で決めた時期とする。詳細は「5 研究報告書の提出及び博士候補者の認定について」(1)を参照すること。
- ※2 所定の期限までに提出できない場合は、「理由書」を提出すること。「理由書」の提出は原則3回まで。詳細は「5 研究報告書の提出及び博士候補者の認定について」(2)を参照すること。
- ※3 申請のための要件を満たしていれば、「4月入学」及び「10月入学」のいずれに示された日程であっても、博士学位論文予備審査又は博士学位論文審査の申請をすることができる。
- ※4 審査日程の都合等で期日に間に合わない場合は、事務局に事前相談すること。

12 広島市立大学大学院国際学研究科博士後期課程修了のプロセス



13 授業科目一覧表

授業科目	担当者	期	単位数
国際社会研究分野			
国際社会研究演習Ⅰ(国際法)	太田 育子	1・2・3	2単位
国際社会研究演習Ⅱ(国際法)	太田 育子	1・2・3	2単位
国際社会研究演習Ⅲ(国際法)	太田 育子	1・2・3	2単位
国際社会研究演習Ⅳ(国際法)	太田 育子	1・2・3	2単位
国際社会研究演習Ⅰ(国際協力論)	吉田 晴彦	1・2・3	2単位
国際社会研究演習Ⅱ(国際協力論)	吉田 晴彦	1・2・3	2単位
国際社会研究演習Ⅲ(国際協力論)	吉田 晴彦	1・2・3	2単位
国際社会研究演習Ⅳ(国際協力論)	吉田 晴彦	1・2・3	2単位
国際社会研究演習Ⅰ(マクロ社会理論)	湯浅 正恵	1・2・3	2単位
国際社会研究演習Ⅱ(マクロ社会理論)	湯浅 正恵	1・2・3	2単位
国際社会研究演習Ⅲ(マクロ社会理論)	湯浅 正恵	1・2・3	2単位
国際社会研究演習Ⅳ(マクロ社会理論)	湯浅 正恵	1・2・3	2単位
国際社会研究演習Ⅰ(紛争解決論)	古澤 嘉朗	1・2・3	2単位
国際社会研究演習Ⅱ(紛争解決論)	古澤 嘉朗	1・2・3	2単位
国際社会研究演習Ⅲ(紛争解決論)	古澤 嘉朗	1・2・3	2単位
国際社会研究演習Ⅳ(紛争解決論)	古澤 嘉朗	1・2・3	2単位
国際社会研究演習Ⅰ(比較政治学)	金 栄鎬	1・2・3	2単位
国際社会研究演習Ⅱ(比較政治学)	金 栄鎬	1・2・3	2単位
国際社会研究演習Ⅲ(比較政治学)	金 栄鎬	1・2・3	2単位
国際社会研究演習Ⅳ(比較政治学)	金 栄鎬	1・2・3	2単位
国際社会研究演習Ⅰ(経済政策論)	高橋 広雅	1・2・3	2単位
国際社会研究演習Ⅱ(経済政策論)	高橋 広雅	1・2・3	2単位
国際社会研究演習Ⅲ(経済政策論)	高橋 広雅	1・2・3	2単位
国際社会研究演習Ⅳ(経済政策論)	高橋 広雅	1・2・3	2単位
国際社会研究演習Ⅰ(非営利組織論)	金谷 信子	1・2・3	2単位
国際社会研究演習Ⅱ(非営利組織論)	金谷 信子	1・2・3	2単位
国際社会研究演習Ⅲ(非営利組織論)	金谷 信子	1・2・3	2単位
国際社会研究演習Ⅳ(非営利組織論)	金谷 信子	1・2・3	2単位
国際社会研究演習Ⅰ(都市経済学)	寺田 英子	1・2・3	2単位
国際社会研究演習Ⅱ(都市経済学)	寺田 英子	1・2・3	2単位
国際社会研究演習Ⅲ(都市経済学)	寺田 英子	1・2・3	2単位
国際社会研究演習Ⅳ(都市経済学)	寺田 英子	1・2・3	2単位
国際社会研究演習Ⅰ(環境経済学)	山根 史博	1・2・3	2単位
国際社会研究演習Ⅱ(環境経済学)	山根 史博	1・2・3	2単位
国際社会研究演習Ⅲ(環境経済学)	山根 史博	1・2・3	2単位
国際社会研究演習Ⅳ(環境経済学)	山根 史博	1・2・3	2単位
国際社会研究演習Ⅰ(国際開発論)	目黒 紀夫	1・2・3	2単位
国際社会研究演習Ⅱ(国際開発論)	目黒 紀夫	1・2・3	2単位
国際社会研究演習Ⅲ(国際開発論)	目黒 紀夫	1・2・3	2単位
国際社会研究演習Ⅳ(国際開発論)	目黒 紀夫	1・2・3	2単位
国際社会研究演習Ⅰ(国際経営論)	李 在鎬	1・2・3	2単位
国際社会研究演習Ⅱ(国際経営論)	李 在鎬	1・2・3	2単位
国際社会研究演習Ⅲ(国際経営論)	李 在鎬	1・2・3	2単位
国際社会研究演習Ⅳ(国際経営論)	李 在鎬	1・2・3	2単位

授業科目	担当者	期	単位数
国際社会研究演習Ⅰ(マーケティング論)	李 玲	1・2・3	2単位
国際社会研究演習Ⅱ(マーケティング論)	李 玲	1・2・3	2単位
国際社会研究演習Ⅲ(マーケティング論)	李 玲	1・2・3	2単位
国際社会研究演習Ⅳ(マーケティング論)	李 玲	1・2・3	2単位
国際社会研究演習Ⅰ(国際金融論)	高久 賢也	1・2・3	2単位
国際社会研究演習Ⅱ(国際金融論)	高久 賢也	1・2・3	2単位
国際社会研究演習Ⅲ(国際金融論)	高久 賢也	1・2・3	2単位
国際社会研究演習Ⅳ(国際金融論)	高久 賢也	1・2・3	2単位
国際社会研究演習Ⅰ(会計学)	井手吉 成佳	1・2・3	2単位
国際社会研究演習Ⅱ(会計学)	井手吉 成佳	1・2・3	2単位
国際社会研究演習Ⅲ(会計学)	井手吉 成佳	1・2・3	2単位
国際社会研究演習Ⅳ(会計学)	井手吉 成佳	1・2・3	2単位
国際社会研究演習Ⅰ(国際商務論)	寺井 里沙	1・2・3	2単位
国際社会研究演習Ⅱ(国際商務論)	寺井 里沙	1・2・3	2単位
国際社会研究演習Ⅲ(国際商務論)	寺井 里沙	1・2・3	2単位
国際社会研究演習Ⅳ(国際商務論)	寺井 里沙	1・2・3	2単位
国際社会研究演習Ⅰ(マスメディア論)	井上 泰浩	1・2・3	2単位
国際社会研究演習Ⅱ(マスメディア論)	井上 泰浩	1・2・3	2単位
国際社会研究演習Ⅲ(マスメディア論)	井上 泰浩	1・2・3	2単位
国際社会研究演習Ⅳ(マスメディア論)	井上 泰浩	1・2・3	2単位
国際社会研究演習Ⅰ(比較国際教育学)	卜部 匡司	1・2・3	2単位
国際社会研究演習Ⅱ(比較国際教育学)	卜部 匡司	1・2・3	2単位
国際社会研究演習Ⅲ(比較国際教育学)	卜部 匡司	1・2・3	2単位
国際社会研究演習Ⅳ(比較国際教育学)	卜部 匡司	1・2・3	2単位
国際社会研究演習Ⅰ(健康心理学)	山口 光明	1・2・3	2単位
国際社会研究演習Ⅱ(健康心理学)	山口 光明	1・2・3	2単位
国際社会研究演習Ⅲ(健康心理学)	山口 光明	1・2・3	2単位
国際社会研究演習Ⅳ(健康心理学)	山口 光明	1・2・3	2単位
国際社会研究演習Ⅰ(英語教育論)	青木 信之	1・2・3	2単位
国際社会研究演習Ⅱ(英語教育論)	青木 信之	1・2・3	2単位
国際社会研究演習Ⅲ(英語教育論)	青木 信之	1・2・3	2単位
国際社会研究演習Ⅳ(英語教育論)	青木 信之	1・2・3	2単位
国際社会研究演習Ⅰ(翻訳論)	横山 知幸	1・2・3	2単位
国際社会研究演習Ⅱ(翻訳論)	横山 知幸	1・2・3	2単位
国際社会研究演習Ⅲ(翻訳論)	横山 知幸	1・2・3	2単位
国際社会研究演習Ⅳ(翻訳論)	横山 知幸	1・2・3	2単位
国際社会研究演習Ⅰ(Learning, Education and Culture)	Luke Carson	1・2・3	2単位
国際社会研究演習Ⅱ(Learning, Education and Culture)	Luke Carson	1・2・3	2単位
国際社会研究演習Ⅲ(Learning, Education and Culture)	Luke Carson	1・2・3	2単位
国際社会研究演習Ⅳ(Learning, Education and Culture)	Luke Carson	1・2・3	2単位
国際社会研究演習Ⅰ(英語学習論)	渡辺 智恵	1・2・3	2単位
国際社会研究演習Ⅱ(英語学習論)	渡辺 智恵	1・2・3	2単位
国際社会研究演習Ⅲ(英語学習論)	渡辺 智恵	1・2・3	2単位
国際社会研究演習Ⅳ(英語学習論)	渡辺 智恵	1・2・3	2単位

授業科目	担当者	期	単位数
地域研究分野			
地域研究演習Ⅰ(東南アジア研究)	板谷 大世	1・2・3	2単位
地域研究演習Ⅱ(東南アジア研究)	板谷 大世	1・2・3	2単位
地域研究演習Ⅲ(東南アジア研究)	板谷 大世	1・2・3	2単位
地域研究演習Ⅳ(東南アジア研究)	板谷 大世	1・2・3	2単位
地域研究演習Ⅰ(中国研究)	飯島 典子	1・2・3	2単位
地域研究演習Ⅱ(中国研究)	飯島 典子	1・2・3	2単位
地域研究演習Ⅲ(中国研究)	飯島 典子	1・2・3	2単位
地域研究演習Ⅳ(中国研究)	飯島 典子	1・2・3	2単位
地域研究演習Ⅰ(ロシア史研究)	斎藤 祥平	1・2・3	2単位
地域研究演習Ⅱ(ロシア史研究)	斎藤 祥平	1・2・3	2単位
地域研究演習Ⅲ(ロシア史研究)	斎藤 祥平	1・2・3	2単位
地域研究演習Ⅳ(ロシア史研究)	斎藤 祥平	1・2・3	2単位
地域研究演習Ⅰ(アフリカ社会)	田川 玄	1・2・3	2単位
地域研究演習Ⅱ(アフリカ社会)	田川 玄	1・2・3	2単位
地域研究演習Ⅲ(アフリカ社会)	田川 玄	1・2・3	2単位
地域研究演習Ⅳ(アフリカ社会)	田川 玄	1・2・3	2単位
地域研究演習Ⅰ(東ヨーロッパ研究)	大庭 千恵子	1・2・3	2単位
地域研究演習Ⅱ(東ヨーロッパ研究)	大庭 千恵子	1・2・3	2単位
地域研究演習Ⅲ(東ヨーロッパ研究)	大庭 千恵子	1・2・3	2単位
地域研究演習Ⅳ(東ヨーロッパ研究)	大庭 千恵子	1・2・3	2単位
地域研究演習Ⅰ(American Literature and Culture)	Michael Gorman	1・2・3	2単位
地域研究演習Ⅱ(American Literature and Culture)	Michael Gorman	1・2・3	2単位
地域研究演習Ⅲ(American Literature and Culture)	Michael Gorman	1・2・3	2単位
地域研究演習Ⅳ(American Literature and Culture)	Michael Gorman	1・2・3	2単位
地域研究演習Ⅰ(アメリカ政治外交研究)	倉科 一希	1・2・3	2単位
地域研究演習Ⅱ(アメリカ政治外交研究)	倉科 一希	1・2・3	2単位
地域研究演習Ⅲ(アメリカ政治外交研究)	倉科 一希	1・2・3	2単位
地域研究演習Ⅳ(アメリカ政治外交研究)	倉科 一希	1・2・3	2単位
地域研究演習Ⅰ(日本社会)	Ulrike Wöhr	1・2・3	2単位
地域研究演習Ⅱ(日本社会)	Ulrike Wöhr	1・2・3	2単位
地域研究演習Ⅲ(日本社会)	Ulrike Wöhr	1・2・3	2単位
地域研究演習Ⅳ(日本社会)	Ulrike Wöhr	1・2・3	2単位
地域研究演習Ⅰ(日本政治外交論)	武田 悠	1・2・3	2単位
地域研究演習Ⅱ(日本政治外交論)	武田 悠	1・2・3	2単位
地域研究演習Ⅲ(日本政治外交論)	武田 悠	1・2・3	2単位
地域研究演習Ⅳ(日本政治外交論)	武田 悠	1・2・3	2単位
地域研究演習Ⅰ(日本文化史)	山口 えり	1・2・3	2単位
地域研究演習Ⅱ(日本文化史)	山口 えり	1・2・3	2単位
地域研究演習Ⅲ(日本文化史)	山口 えり	1・2・3	2単位
地域研究演習Ⅳ(日本文化史)	山口 えり	1・2・3	2単位
地域研究演習Ⅰ(フランスの文学と文化)	大場 静枝	1・2・3	2単位
地域研究演習Ⅱ(フランスの文学と文化)	大場 静枝	1・2・3	2単位
地域研究演習Ⅲ(フランスの文学と文化)	大場 静枝	1・2・3	2単位
地域研究演習Ⅳ(フランスの文学と文化)	大場 静枝	1・2・3	2単位

広島市立大学大学院学則

平成22年4月1日
学則第2号

目次

第1章 総則

- 第1節 目的（第1条・第2条）
- 第2節 自己評価（第3条）
- 第3節 組織（第4条・第5条）
- 第4節 職員組織（第6条・第7条）
- 第5節 研究科委員会（第8条）
- 第6節 学年、学期及び休業日（第9条）

第2章 研究科通則

- 第1節 修業年限及び在学年限（第10条・第11条）
- 第2節 入学等（第12条—第18条）
- 第3節 授業科目及び履修方法等（第19条—第26条）
- 第4節 休学、転学、留学及び退学等（第27条—第33条）
- 第5節 修了及び学位（第34条—第37条）
- 第6節 入学検定料、入学料、授業料及び学位論文審査手数料（第38条）
- 第7節 賞罰（第39条）

第3章 雑則

- 第1節 研究生、科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生（第40条）
- 第2節 その他（第41条）

附則

第1章 総則

第1節 目的

（趣旨）

第1条 この学則は、広島市立大学学則（平成22年公立大学法人広島市立大学学則第1号。以下「大学学則」という。）第4条第2項の規定に基づき、広島市立大学大学院（以下「本学大学院」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 本学大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的とする。

（人材育成の目標）

第2条の2 本学大学院は、豊かな感性と真理探究への情熱を持ち、多様な文化と価値観を尊び、平和を希求する人材、さらに、最先端かつ高度な専門性と深い学識を有し、課題発見・分析・解決能力を持ち、高い倫理観を持って広く社会に貢献できる人材を育成することを目標とする。

第2節 自己評価

第3条 本学大学院は、教育研究水準の向上を図るとともに、第2条の目的を達成するため、教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価（以下「自己評価」という。）を行うものとする。

2 自己評価に関し必要な事項は、別に定める。

第3節 組織

(課程)

第4条 本学大学院の課程は、博士課程とする。

2 博士課程は、前期2年の課程（以下「博士前期課程」という。）及び後期3年の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分する。

3 博士前期課程は、修士課程として取り扱うものとする。

(研究科、専攻及び定員)

第5条 本学大学院に、次の研究科を置く。

- (1) 国際学研究科
- (2) 情報科学研究科
- (3) 芸術学研究科
- (4) 平和学研究科

2 前項各号に掲げる研究科に置く専攻並びにその入学定員及び収容定員は、次の表のとおりとする。

研究科	専攻	博士前期課程		博士後期課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
国際学研究科	国際学専攻	15人	30人	7人	21人
情報科学研究科	情報工学専攻	23人	46人		
	知能工学専攻	23人	46人		
	システム工学専攻	23人	46人		
	医用情報科学専攻	15人	30人		
	情報科学専攻			28人	84人
芸術学研究科	造形芸術専攻	30人	60人		
	総合造形芸術専攻			6人	18人
平和学研究科	平和学専攻	10人	20人	4人	12人
計		139人	278人	45人	135人

(教育研究上の目的)

第5条の2 本学大学院の各研究科における教育研究上の目的は、次のとおりとする。

- (1) 国際学研究科 深い学識と広い視野に基づいて、専門的な立場から国際社会や地域社会に貢献できる国際人を育成すること。
- (2) 情報科学研究科 情報工学及び情報科学分野において、学理の探究と科学技術の発展に貢献するとともに、高度な専門学識、専門技術及び創造力を身につけた人材を育成すること。
- (3) 芸術学研究科 文化芸術の創造及び発展をけん引できる、卓越した創作研究能力及び芸術理論に関する高度の専門性を有した人材を育成すること。
- (4) 平和学研究科 国際紛争の背景を分析する視点を身に付け、平和創造及び平和維持に関するアイデアと手法を世界に発信できる人材を育成すること。

第4節 職員組織

(職員)

第6条 本学大学院に、教授、准教授、講師、助教その他必要な職員を置く。

(研究科長及び副研究科長)

第7条 研究科に研究科長及び副研究科長（理事長が必要と認めるときは2名）を置き、当該研究科の基礎となる学部の学部長及び副学部長（副研究科長2名の場合は2名とする。）をもって充てる。ただし、情報科学研究科にあつては、同研究科の教授をもって充てる。

2 前項の規定にかかわらず、平和学研究科にあつては、研究科長及び副研究科長に広島平和研究所の所長及び副所長をもって充てる。

第5節 研究科委員会

第8条 研究科にそれぞれ研究科委員会を置き、当該研究科の教授をもって組織する。

2 研究科委員会が必要と認めるときは、当該研究科委員会の委員にその他の職員を加えることができる。

3 研究科委員会は、当該研究科に関する次の事項のうち教育研究に関するものを審議する。なお、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものについては、別に定める。

(1) 人事に関する事項

(2) 予算に関する事項

(3) 規程の制定改廃に関する事項

(4) 講座並びに授業科目の種類及び編成に関する事項

(5) 学生の入学、休学、転学、留学、退学及び修了に関する事項

(6) 学生の厚生補導に関する事項

(7) 法令又は規程により、研究科委員会の権限に属する事項

(8) 前各号に掲げるもののほか、研究科の教育研究に関する事項

4 前3項に定めるもののほか、研究科委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

第6節 学年、学期及び休業日

第9条 学年、学期及び休業日については、大学学則第1章第6節の規定を準用する。

第2章 研究科通則

第1節 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第10条 博士前期課程の修業年限は、2年とする。

2 博士後期課程の修業年限は、3年とする。

(在学年限)

第11条 博士前期課程の学生は、4年（第16条又は第17条の規定により入学した者にあつては、第18条の規定により決定される在学すべき年数の2倍に相当する期間）を超えて在学することができない。

2 博士後期課程の学生は、6年（第16条又は第17条の規定により入学した者にあつては、第18条の規定により決定される在学すべき年数の2倍に相当する期間）を超えて在学することができない。

第2節 入学等

(入学の時期)

第12条 入学の時期は、学年又は学期の始めとする。

(入学資格)

第13条 本学大学院の博士前期課程に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条の大学を卒業した者
 - (2) 学校教育法第104条第7項の規定により独立行政法人大学改革支援・学位授与機構から学士の学位を授与された者
 - (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
 - (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
 - (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
 - (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
 - (7) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
 - (8) 文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第5号による。）
 - (9) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、本学大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
 - (10) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの
 - (11) 学校教育法第83条の大学に3年以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）で、本学大学院が定める単位を優れた成績をもって修得したと認める者
- 2 本学大学院の博士後期課程に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位（学校教育法第104条第1項の規定に基づき学位規則（昭和28年文部省令第9号）第5条の2に規定する専門職学位をいう。以下同じ。）を有する者
- (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（次号において「国際連合大学」という。）の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者

- (6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- (7) 文部科学大臣の指定した者（平成元年文部省告示第118号による。）
- (8) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

（入学の出願等）

第14条 本学大学院の入学の出願、入学者の選考並びに入学手続及び入学許可については、大学学則第23条から第25条までの規定を準用する。

（進学）

第15条 進学（本学大学院の博士前期課程を修了し、引き続き本学大学院の博士後期課程に進むことをいう。以下同じ。）の時期は、学年又は学期の始めとする。

- 2 進学を志願する者は、指定の期日までに所定の書類を学長に提出しなければならない。
- 3 前項の進学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。
- 4 前項の選考に基づき合格の通知を受けた者は、指定の期日までに、進学手続に関する書類を提出しなければならない。
- 5 学長は、前項の進学手続を完了した者に進学を許可する。

（転入学）

第16条 学長は、他の大学の大学院の学生で本学大学院に転入学を志願するものがあるときは、選考の上、相当年次に入学を許可することができる。

（再入学）

第17条 学長は、本学大学院を退学した者又は第32条第1号の規定により除籍となった者で、再入学を希望するものがあるときは、選考の上、相当年次に入学を許可することができる。

（転入学又は再入学した者の既修得単位数の認定等）

第18条 前2条の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、研究科委員会の議を経て、学長が決定する。

- 2 前2条及び前項に定めるもののほか、転入学及び再入学に関し必要な事項は、別に定める。

第3節 授業科目及び履修方法等

（授業科目等）

第19条 博士前期課程の授業科目の種類及び単位数は、別表第1のとおりとする。

- 2 博士後期課程の授業科目の種類及び単位数は、別表第2のとおりとする。
- 3 履修方法その他必要な事項は、別に定める。

（教育方法の特例）

第20条 博士課程において教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適宜の方法により行うものとする。

（単位の算定基準等）

第21条 単位の算定基準並びに単位の授与及び成績の評価については、大学学則第33条及び第34条の規定を準用する。

（教育職員免許）

第22条 教育職員の免許状を受ける資格を得ようとする学生は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定めるところにより、教科及び教科の指導法に関する科目又は教育の基礎的理解に関する科目を履修しなければならない。

- 2 前項の科目の授業科目、単位数及び履修方法は、別表第3に掲げるとおりとする。

（他の研究科又は他の大学の大学院における授業科目の履修等）

第23条 学長は、教育上有益と認めるときは、他の研究科又は他の大学の大学院との協議に基づき、学生が当該他の研究科又は大学院において履修した授業科目について修得した単位を、15単位を超えない範囲で修了の要件となる単位として認めることができる。

(入学前の既修得単位等の認定)

第24条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本学大学院に入学した後の本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなし、修了の要件となる単位として認めることができる。

2 前項の規定により認めることのできる単位数は、第16条及び第17条の規定により入学した場合を除き、本学大学院において修得した単位以外のものについては、15単位を超えないものとし、前条の規定により本学大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて20単位を超えないものとする。

(他の大学の大学院等における研究指導)

第25条 学長は、教育上有益と認めるときは、他の大学の大学院又は研究所等との協議に基づき、学生が当該他の大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、博士前期課程の学生にあつては、当該研究指導の期間は、1年を超えないものとする。

(長期履修学生)

第26条 学長は、学生が職業を有している等の事情により、第10条に規定する修業年限を超えて一定の期間にわたり、計画的に教育課程を履修し、課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、長期履修学生として、その計画的な履修を認めることができる。

2 長期履修学生に関し必要な事項は、別に定める。

第4節 休学、転学、留学及び退学等

(休学)

第27条 疾病その他特別の理由により引き続き2か月以上修学することができない者は、学長の許可を受けて期間を定めて休学することができる。

2 学長は、疾病のため修学することが適当でない認められる者があるときは、期間を定めて休学を命ずることができる。

3 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

4 休学は、博士前期課程にあつては通算して2年、博士後期課程にあつては通算して3年を超えることができない。

5 休学期間は、第11条に規定する在学年限並びに第33条及び第34条に規定する在学すべき年数に算入しない。

6 第1項の規定による許可を受け、又は第2項の規定による命令を受けた者は、休学期間中にその理由が消滅したときは、学長の許可を受けて復学することができる。

(転学)

第28条 他の大学の大学院へ入学し、又は転学をしようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(転専攻)

第29条 学長は、同一研究科の他の専攻に転専攻しようとする者があるときは、選考の上、これを許可することができる。

2 前項の規定による許可を受けた者が既に履修した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、研究科委員会の議を経て、学長が決定する。

(留学)

第30条 外国の大学の大学院で学修することを志願する者は、研究科長の許可を受けて留学することができる。

2 前項の許可を受けて留学した期間は、第11条に規定する在学年限並びに第34条及び第35条に規定する在学すべき年数に算入することができる。

3 第23条の規定は、留学の場合に準用する。

(退学)

第31条 退学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第32条 学長は、次の各号のいずれかに該当する者について、除籍することができる。

(1) 授業料の納付を怠り、督促を受けてもなお納付しない者

(2) 第11条に規定する在学年限を超えて在学しようとする者

(3) 第27条第4項の休学期間を超えてなお復学しない者

(4) 死亡した者又は長期間にわたり行方不明の者

(復籍)

第33条 学長は、前条第1号の規定により除籍した者から、除籍の日の翌日から起算して2年以内に、当該除籍の事由となった未納の授業料を納付して復籍の希望があったときは、除籍前に在学した研究科の研究科委員会の議を経て、復籍を許可することができる。

2 前項の規定による復籍の時期は、学期の始めとする。

3 前2項の規定により復籍を許可した学生の復籍後の在学期間は、除籍前の在学期間に通算する。

4 前条第1号の規定により除籍した者が、復籍後に同条の規定により再び除籍となったときは、その後の復籍は認めない。

第5節 修了及び学位

(博士前期課程の修了)

第34条 博士前期課程に2年(第16条若しくは第17条の規定により入学した者又は第29条第1項の規定により転専攻した者)にあっては、それぞれ第18条第1項又は第29条第2項に規定する在学すべき年数)以上在学し、修了の要件となる単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格した者に対して、研究科委員会の議を経て、学長が修了を認定する。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績をあげた者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

(博士後期課程の修了)

第35条 博士後期課程に3年(第16条若しくは第17条の規定により入学した者又は第29条第1項の規定により転専攻した者)にあっては、それぞれ第18条第1項又は第29条第2項に規定する在学すべき年数)以上在学し、修了の要件となる単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び試験に合格した者に対して、研究科委員会の議を経て、学長が修了を認定する。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績をあげた者については、博士前期課程又は修士課程に2年以上在学し当該課程を修了した場合にあっては博士後期課程に1年以上、前条ただし書の規定による在学期間をもって修了した場合にあっては博士課程に3年(当該在学期間を含む。)以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第13条第2項第2号から第6号までに掲げる者で優れた研究業績をあげたものの在学期間については、博士後期課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

(大学院における在学期間の短縮)

第35条の2 第24条の規定により学生が本学大学院に入学する前に修得した単位(学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限り)を本学大学院において修得したものとみなす場合であつて、当該単位の修得により本学大学院の博士前期課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で本学大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、博士前期課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

2 前項の規定は、第35条に規定する博士後期課程の在学期間については適用しない。

(学位)

第36条 学長は、博士前期課程の修了を認定した者に対して、修士の学位を授与する。

2 学長は、博士後期課程の修了を認定した者に対して、博士の学位を授与する。

3 学長は、別に定める博士の学位の授与に係る学位論文の審査及び試験に合格し、かつ、博士後期課程の修了を認定した者と同等以上の学力を有することを確認した者に対して、博士の学位を授与する。

4 前3項に定めるもののほか、学位の授与に関し必要な事項については、別に定める。

(修了の時期)

第37条 修了の時期は、学年又は学期の終わりとする。

第6節 入学検定料、入学料、授業料及び学位論文審査手数料

第38条 入学検定料、入学料、授業料及び学位論文審査手数料の額並びにその徴収については、別に定める。

第7節 賞罰

第39条 表彰については、大学学則第51条の規定を準用する。

2 懲戒については、大学学則第52条の規定を準用する。この場合において、同条中「学部の教授会」とあるのは、「研究科委員会」と読み替えるものとする。

第3章 雑則

第1節 研究生、科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生

第40条 研究生、科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生については、大学学則第3章第1節の規定を準用する。

第2節 その他

(委任)

第41条 この学則の施行に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則 略

別表第1(第19条関係)

(1) 国際学専攻

授業科目の名称		配当年次	単位数又は時間数			摘要	
			必修	選択	自由		
全研究科共通科目	人間論A(人文、社会科学)	1・2		2		(修了要件) 全研究科共通科目 2単位以上 研究科開設科目 主指導教員指定科目 14単位以上 自由選択科目 8単位 専門基礎科目 2単位 計24単位以上	
	人間論B(自然科学)	1・2		2			
	国際関係と平和	1・2		2			
	ヒロシマと核の時代	1・2		2			
	日本論	1・2		2			
	科学技術と倫理	1・2		2			
	情報と社会	1・2		2			
	道具論	1・2		2			
	都市論	1・2		2			
研究科開設科目	専門基礎科目	学術研究の進め方	1・2		2	合計30単位以上を修得し、研究指導を受けた上で、修士論文等を提出し、その審査と最終学力試験に合格すること(主指導教員指定科目に、「専門基礎科目」、「平和学コア科目」、及び「ピース・インターンシップ」を含むことはできない。社会人学生または留学生で、全研究科共通科目及び専門基礎科目を履修することが困難である場合は、所定の手続きにより主指導教員指定科目に振り替えることができる。なお、社会人学生及び留学生の定義及び手続きは別に定める。)	
		学術研究のための基礎統計	1・2		2		
	平和学コア科目	平和学概論	1・2		2		
		広島と世界	1・2		2		
	国際関係研究群		HIROSHIMA and PEACE for Graduate Students	1・2			3
		*	国際政治理論	1・2			2
		*	国際安全保障理論	1・2			2
		*	紛争解決論	1・2			2
		*	平和構築論	1・2			2
		*	国際協力論Ⅰ	1・2			2
		*	国際協力論Ⅱ	1・2			2
			日本政治外交論Ⅰ	1・2			2
			日本政治外交論Ⅱ	1・2			2
			中国国際関係史Ⅰ	1・2			2
			中国国際関係史Ⅱ	1・2			2
			東北アジア政治論Ⅰ	1・2			2
			東北アジア政治論Ⅱ	1・2			2
			東南アジア政治論Ⅰ	1・2			2
			東南アジア政治論Ⅱ	1・2			2
			ヨーロッパ国際関係史Ⅰ	1・2			2
			ヨーロッパ国際関係史Ⅱ	1・2			2
			アメリカ政治外交論Ⅰ	1・2			2
		アメリカ政治外交論Ⅱ	1・2		2		
		ロシア国際関係史Ⅰ	1・2		2		
		ロシア国際関係史Ⅱ	1・2		2		
	公共政策研究群	*	国際法Ⅰ	1・2			2
		*	国際法Ⅱ	1・2			2
			経済政策論Ⅰ	1・2			2
			経済政策論Ⅱ	1・2			2
		*	国際開発学	1・2			2
*		開発社会学／人類学	1・2		2		
		非営利組織論	1・2		2		
		社会政策論	1・2		2		
		環境経済学Ⅰ	1・2		2		
		環境経済学Ⅱ	1・2		2		
		都市経済学Ⅰ	1・2		2		
		都市経済学Ⅱ	1・2		2		
	教育経営学Ⅰ	1・2		2			
	教育経営学Ⅱ	1・2		2			
	比較国際教育学	1・2		2			
	持続可能な開発のための教育(E S D)論	1・2		2			

授業科目の名称		配当年次	単位数又は時間数			摘要	
			必修	選択	自由		
研究科開設科目	公共政策研究群	情報メディア論Ⅰ	1・2		2		
		情報メディア論Ⅱ	1・2		2		
		健康心理学Ⅰ	1・2		2		
		健康心理学Ⅱ	1・2		2		
	経営政策研究群	国際経営論Ⅰ	1・2		2		
		国際経営論Ⅱ	1・2		2		
		マーケティング論Ⅰ	1・2		2		
		マーケティング論Ⅱ	1・2		2		
		人的資源管理論Ⅰ	1・2		2		
		人的資源管理論Ⅱ	1・2		2		
		* 多国籍企業論Ⅰ	1・2		2		
		* 多国籍企業論Ⅱ	1・2		2		
		国際金融論Ⅰ	1・2		2		
		国際金融論Ⅱ	1・2		2		
		会計学Ⅰ	1・2		2		
		会計学Ⅱ	1・2		2		
		公会計論Ⅰ	1・2		2		
		公会計論Ⅱ	1・2		2		
		日本産業論Ⅰ	1・2		2		
		日本産業論Ⅱ	1・2		2		
		経営政策特講Ⅰ	1・2		2		
		経営政策特講Ⅱ	1・2		2		
		国際商務論Ⅰ	1・2		2		
		国際商務論Ⅱ	1・2		2		
	社会文化研究群	* 現代思想Ⅰ	1・2		2		
		* 現代思想Ⅱ	1・2		2		
		* 現代社会論Ⅰ	1・2		2		
		* 現代社会論Ⅱ	1・2		2		
		* ジェンダー論Ⅰ	1・2		2		
		* ジェンダー論Ⅱ	1・2		2		
		日本文化史研究Ⅰ	1・2		2		
		日本文化史研究Ⅱ	1・2		2		
		ラテンアメリカ文化論Ⅰ	1・2		2		
		ラテンアメリカ文化論Ⅱ	1・2		2		
		中東イスラーム社会論Ⅰ	1・2		2		
		中東イスラーム社会論Ⅱ	1・2		2		
		アフリカ社会論	1・2		2		
		アフリカ文化論	1・2		2		
		言語文化研究群	英語教育論Ⅰ	1・2		2	
			英語教育論Ⅱ	1・2		2	
	日本語教育論Ⅰ		1・2		2		
	日本語教育論Ⅱ		1・2		2		
	応用言語論Ⅰ		1・2		2		
	応用言語論Ⅱ		1・2		2		
対照言語学Ⅰ	1・2			2			
対照言語学Ⅱ	1・2			2			
翻訳論Ⅰ	1・2			2			
翻訳論Ⅱ	1・2			2			
通訳論Ⅰ	1・2			2			
通訳論Ⅱ	1・2			2			
イギリス文学・文化論Ⅰ	1・2			2			
イギリス文学・文化論Ⅱ	1・2			2			

授業科目の名称		配当年次	単位数又は時間数			摘要
			必修	選択	自由	
研究科開設科目	言語文化研究群	フランス文学・文化論Ⅰ	1・2		2	
		フランス文学・文化論Ⅱ	1・2		2	
		American Literature and CultureⅠ	1・2		2	
		American Literature and CultureⅡ	1・2		2	
		Cross-cultural Psychology and CommunicationⅠ	1・2		2	
		Cross-cultural Psychology and CommunicationⅡ	1・2		2	
	国際研究	国際研究特講Ⅰ	1・2		2	
		国際研究特講Ⅱ	1・2		2	
		ピース・インターンシップ	1・2		2	
	講特別	特別講義A	2		2	
		特別講義B	2		2	
	演特別	特別演習Ⅰ	2		1	
特別演習Ⅱ		2		1		

別表第2(第19条関係)

(1) 国際学研究科国際学専攻

	授業科目の名称	配当年次	単位数又は時間数			摘要
			必修	選択	自由	
研 究 科 開 設 目	国際社会研究演習Ⅰ(国際法)	1・2・3		2		(修了要件) 主指導教員の指導により、「国際社会研究演習」又は「地域研究演習」のうちから8単位を修得し、研究指導を受けた上で、博士論文を提出し、その審査と最終試験に合格すること。
	国際社会研究演習Ⅱ(国際法)	1・2・3		2		
	国際社会研究演習Ⅲ(国際法)	1・2・3		2		
	国際社会研究演習Ⅳ(国際法)	1・2・3		2		
	国際社会研究演習Ⅰ(国際協力論)	1・2・3		2		
	国際社会研究演習Ⅱ(国際協力論)	1・2・3		2		
	国際社会研究演習Ⅲ(国際協力論)	1・2・3		2		
	国際社会研究演習Ⅳ(国際協力論)	1・2・3		2		
	国際社会研究演習Ⅰ(マクロ社会理論)	1・2・3		2		
	国際社会研究演習Ⅱ(マクロ社会理論)	1・2・3		2		
	国際社会研究演習Ⅲ(マクロ社会理論)	1・2・3		2		
	国際社会研究演習Ⅳ(マクロ社会理論)	1・2・3		2		
	国際社会研究演習Ⅰ(紛争解決論)	1・2・3		2		
	国際社会研究演習Ⅱ(紛争解決論)	1・2・3		2		
	国際社会研究演習Ⅲ(紛争解決論)	1・2・3		2		
	国際社会研究演習Ⅳ(紛争解決論)	1・2・3		2		
	国際社会研究演習Ⅰ(比較政治学)	1・2・3		2		
	国際社会研究演習Ⅱ(比較政治学)	1・2・3		2		
	国際社会研究演習Ⅲ(比較政治学)	1・2・3		2		
	国際社会研究演習Ⅳ(比較政治学)	1・2・3		2		
	国際社会研究演習Ⅰ(経済政策論)	1・2・3		2		
	国際社会研究演習Ⅱ(経済政策論)	1・2・3		2		
	国際社会研究演習Ⅲ(経済政策論)	1・2・3		2		
	国際社会研究演習Ⅳ(経済政策論)	1・2・3		2		
	国際社会研究演習Ⅰ(非営利組織論)	1・2・3		2		
	国際社会研究演習Ⅱ(非営利組織論)	1・2・3		2		
	国際社会研究演習Ⅲ(非営利組織論)	1・2・3		2		
	国際社会研究演習Ⅳ(非営利組織論)	1・2・3		2		
	国際社会研究演習Ⅰ(都市経済学)	1・2・3		2		
	国際社会研究演習Ⅱ(都市経済学)	1・2・3		2		
	国際社会研究演習Ⅲ(都市経済学)	1・2・3		2		
	国際社会研究演習Ⅳ(都市経済学)	1・2・3		2		
	国際社会研究演習Ⅰ(環境経済学)	1・2・3		2		
	国際社会研究演習Ⅱ(環境経済学)	1・2・3		2		
	国際社会研究演習Ⅲ(環境経済学)	1・2・3		2		
	国際社会研究演習Ⅳ(環境経済学)	1・2・3		2		
	国際社会研究演習Ⅰ(国際開発論)	1・2・3		2		
	国際社会研究演習Ⅱ(国際開発論)	1・2・3		2		
	国際社会研究演習Ⅲ(国際開発論)	1・2・3		2		
	国際社会研究演習Ⅳ(国際開発論)	1・2・3		2		
国際社会研究演習Ⅰ(国際経営論)	1・2・3		2			
国際社会研究演習Ⅱ(国際経営論)	1・2・3		2			
国際社会研究演習Ⅲ(国際経営論)	1・2・3		2			
国際社会研究演習Ⅳ(国際経営論)	1・2・3		2			
国際社会研究演習Ⅰ(マーケティング論)	1・2・3		2			
国際社会研究演習Ⅱ(マーケティング論)	1・2・3		2			
国際社会研究演習Ⅲ(マーケティング論)	1・2・3		2			
国際社会研究演習Ⅳ(マーケティング論)	1・2・3		2			
国際社会研究演習Ⅰ(国際金融論)	1・2・3		2			
国際社会研究演習Ⅱ(国際金融論)	1・2・3		2			
国際社会研究演習Ⅲ(国際金融論)	1・2・3		2			
国際社会研究演習Ⅳ(国際金融論)	1・2・3		2			

授業科目の名称		配当年次	単位数又は時間数			摘要
			必修	選択	自由	
研	国際社会研究演習Ⅰ(会計学)	1・2・3		2		
	国際社会研究演習Ⅱ(会計学)	1・2・3		2		
	国際社会研究演習Ⅲ(会計学)	1・2・3		2		
	国際社会研究演習Ⅳ(会計学)	1・2・3		2		
研	国際社会研究演習Ⅰ(国際商務論)	1・2・3		2		
	国際社会研究演習Ⅱ(国際商務論)	1・2・3		2		
	国際社会研究演習Ⅲ(国際商務論)	1・2・3		2		
	国際社会研究演習Ⅳ(国際商務論)	1・2・3		2		
研	国際社会研究演習Ⅰ(マスメディア論)	1・2・3		2		
	国際社会研究演習Ⅱ(マスメディア論)	1・2・3		2		
	国際社会研究演習Ⅲ(マスメディア論)	1・2・3		2		
	国際社会研究演習Ⅳ(マスメディア論)	1・2・3		2		
究	国際社会研究演習Ⅰ(比較国際教育学)	1・2・3		2		
	国際社会研究演習Ⅱ(比較国際教育学)	1・2・3		2		
	国際社会研究演習Ⅲ(比較国際教育学)	1・2・3		2		
	国際社会研究演習Ⅳ(比較国際教育学)	1・2・3		2		
科	国際社会研究演習Ⅰ(健康心理学)	1・2・3		2		
	国際社会研究演習Ⅱ(健康心理学)	1・2・3		2		
	国際社会研究演習Ⅲ(健康心理学)	1・2・3		2		
	国際社会研究演習Ⅳ(健康心理学)	1・2・3		2		
科	国際社会研究演習Ⅰ(英語教育論)	1・2・3		2		
	国際社会研究演習Ⅱ(英語教育論)	1・2・3		2		
	国際社会研究演習Ⅲ(英語教育論)	1・2・3		2		
	国際社会研究演習Ⅳ(英語教育論)	1・2・3		2		
開	国際社会研究演習Ⅰ(応用言語論)	1・2・3		2		
	国際社会研究演習Ⅱ(応用言語論)	1・2・3		2		
	国際社会研究演習Ⅲ(応用言語論)	1・2・3		2		
	国際社会研究演習Ⅳ(応用言語論)	1・2・3		2		
開	国際社会研究演習Ⅰ(翻訳論)	1・2・3		2		
	国際社会研究演習Ⅱ(翻訳論)	1・2・3		2		
	国際社会研究演習Ⅲ(翻訳論)	1・2・3		2		
	国際社会研究演習Ⅳ(翻訳論)	1・2・3		2		
設	国際社会研究演習Ⅰ(Learning, Education and Culture)	1・2・3		2		
	国際社会研究演習Ⅱ(Learning, Education and Culture)	1・2・3		2		
	国際社会研究演習Ⅲ(Learning, Education and Culture)	1・2・3		2		
	国際社会研究演習Ⅳ(Learning, Education and Culture)	1・2・3		2		
設	国際社会研究演習Ⅰ(英語学習論)	1・2・3		2		
	国際社会研究演習Ⅱ(英語学習論)	1・2・3		2		
	国際社会研究演習Ⅲ(英語学習論)	1・2・3		2		
	国際社会研究演習Ⅳ(英語学習論)	1・2・3		2		
科	地域研究演習Ⅰ(東南アジア研究)	1・2・3		2		
	地域研究演習Ⅱ(東南アジア研究)	1・2・3		2		
	地域研究演習Ⅲ(東南アジア研究)	1・2・3		2		
	地域研究演習Ⅳ(東南アジア研究)	1・2・3		2		
科	地域研究演習Ⅰ(中国研究)	1・2・3		2		
	地域研究演習Ⅱ(中国研究)	1・2・3		2		
	地域研究演習Ⅲ(中国研究)	1・2・3		2		
	地域研究演習Ⅳ(中国研究)	1・2・3		2		
目	地域研究演習Ⅰ(ロシア史研究)	1・2・3		2		
	地域研究演習Ⅱ(ロシア史研究)	1・2・3		2		
	地域研究演習Ⅲ(ロシア史研究)	1・2・3		2		
	地域研究演習Ⅳ(ロシア史研究)	1・2・3		2		
目	地域研究演習Ⅰ(アフリカ社会)	1・2・3		2		
	地域研究演習Ⅱ(アフリカ社会)	1・2・3		2		
	地域研究演習Ⅲ(アフリカ社会)	1・2・3		2		
	地域研究演習Ⅳ(アフリカ社会)	1・2・3		2		

授業科目の名称		配当年次	単位数又は時間数			摘要
			必修	選択	自由	
研	地域研究演習Ⅰ(東ヨーロッパ研究)	1・2・3		2		
	地域研究演習Ⅱ(東ヨーロッパ研究)	1・2・3		2		
	地域研究演習Ⅲ(東ヨーロッパ研究)	1・2・3		2		
	地域研究演習Ⅳ(東ヨーロッパ研究)	1・2・3		2		
究	地域研究演習Ⅰ(American Literature and Culture)	1・2・3		2		
	地域研究演習Ⅱ(American Literature and Culture)	1・2・3		2		
	地域研究演習Ⅲ(American Literature and Culture)	1・2・3		2		
	地域研究演習Ⅳ(American Literature and Culture)	1・2・3		2		
科	地域研究演習Ⅰ(アメリカ政治外交研究)	1・2・3		2		
	地域研究演習Ⅱ(アメリカ政治外交研究)	1・2・3		2		
	地域研究演習Ⅲ(アメリカ政治外交研究)	1・2・3		2		
	地域研究演習Ⅳ(アメリカ政治外交研究)	1・2・3		2		
開	地域研究演習Ⅰ(日本社会)	1・2・3		2		
	地域研究演習Ⅱ(日本社会)	1・2・3		2		
	地域研究演習Ⅲ(日本社会)	1・2・3		2		
	地域研究演習Ⅳ(日本社会)	1・2・3		2		
設	地域研究演習Ⅰ(日本政治外交論)	1・2・3		2		
	地域研究演習Ⅱ(日本政治外交論)	1・2・3		2		
	地域研究演習Ⅲ(日本政治外交論)	1・2・3		2		
	地域研究演習Ⅳ(日本政治外交論)	1・2・3		2		
科	地域研究演習Ⅰ(日本文化史)	1・2・3		2		
	地域研究演習Ⅱ(日本文化史)	1・2・3		2		
	地域研究演習Ⅲ(日本文化史)	1・2・3		2		
	地域研究演習Ⅳ(日本文化史)	1・2・3		2		
目	地域研究演習Ⅰ(フランスの文学と文化)	1・2・3		2		
	地域研究演習Ⅱ(フランスの文学と文化)	1・2・3		2		
	地域研究演習Ⅲ(フランスの文学と文化)	1・2・3		2		
	地域研究演習Ⅳ(フランスの文学と文化)	1・2・3		2		

別表第3(第22条関係)

(1) 国際学研究科国際学専攻

免許状の種類 中学校教諭 専修免許状 英語

高等学校教諭 専修免許状 英語

教育職員免許法施行規則に定める科目区分	授業科目の名称	単位数		摘要
		教職必修科目	教職選択科目	
英語の教科及び教科の指導法に関する科目	英語教育論Ⅰ		2	最低必要修得単位数は、24単位
	英語教育論Ⅱ		2	
	応用言語論Ⅰ		2	
	応用言語論Ⅱ		2	
	翻訳論Ⅰ		2	
	翻訳論Ⅱ		2	
	通訳論Ⅰ		2	
	通訳論Ⅱ		2	
	イギリス文学・文化論Ⅰ		2	
	イギリス文学・文化論Ⅱ		2	
	American Literature and CultureⅠ		2	
	American Literature and CultureⅡ		2	
	Cross-cultural Psychology and CommunicationⅠ		2	
	Cross-cultural Psychology and CommunicationⅡ		2	
教育の基礎的理解に関する科目	教育経営学Ⅰ		2	
	教育経営学Ⅱ		2	
	比較国際教育学		2	
	持続可能な開発のための教育（ESD）論		2	

公立大学法人広島市立大学授業料等の減免に関する規程

〔平成22年4月1日〕
規程第74号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人広島市立大学の入学検定料、入学料、授業料及び学位論文審査手数料の減免等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「広島市民」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 入学の日の属する月の初日において引き続き1年以上広島市の区域内に住所を有する者
- (2) 入学の日の属する月の初日において配偶者又は1親等の親族が引き続き1年以上広島市の区域内に住所を有する者
- (3) 理事長が前2号に掲げる者に準ずると認める者
(入学検定料の免除)

第3条 広島市立大学（以下「本学」という。）の入学試験（編入学試験を含む。）を受けようとする広島市民であって、次の各号のいずれかに該当し、入学検定料の納付が著しく困難であると認められるものについては、入学検定料を免除することができる。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている世帯に属する者
- (2) 前号の世帯に準ずる程度に生活が困窮していると認められる世帯に属する者

2 入学検定料の減免を受けようとする者は、理事長の指定する日までに所定の入学検定料減免申請書を理事長に提出しなければならない。

3 理事長は、免除を許可し、又は免除を不許可としたときは、遅滞なく、申請者に対し、その旨を通知しなければならない。

(入学料の減免)

第4条 本学に学生として入学する者であって、次の各号のいずれかに該当し入学料の納付が著しく困難であると認められるものについては、入学料の全額又は半額を免除することができる。

- (1) 入学前1年以内において、学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）が死亡した場合又は入学する者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合
- (2) 前号に準ずる場合であって、理事長が相当と認める場合

2 本学に学生として入学する広島市民であって、次の各号のいずれかに該当し、入学料の納付が著しく困難であると認められる者については、入学料の全額又は半額を免除することができる。

- (1) 生活保護法の規定による保護を受けている世帯に属する者
- (2) 前号の世帯に準ずる程度に生活が困窮していると認められる世帯に属する者

3 入学料の減免を受けようとする者は、入学手続の際、所定の入学料減免申請書を理事長に提出しなければならない。

- 4 理事長は、前項の入学料減免申請書を受理したときは、減免を許可し、又は減免を不許可とするまでの間は入学料の徴収を猶予することとし、この旨を、減免の申請をした者（以下この条において「申請者」という。）に対し、通知するものとする。
- 5 申請者が前項に規定する徴収猶予期間内に死亡したときは、未納の入学料の全額を免除するものとする。
- 6 理事長は、減免を許可し、又は減免を不許可としたときは、遅滞なく、申請者に対し、その旨を通知しなければならない。
- 7 理事長は、免除を不許可とした者及び半額免除の許可をした者に係る入学料を前項の通知の日から起算して14日以内に徴収しなければならない。
- 8 免除を不許可とした者又は半額免除の許可をした者が、前項の徴収期限の到来前に死亡したとき又は入学料を納付しないことにより学籍を有しないこととなるときは、その者に係る未納の入学料の全額を免除するものとする。

（授業料の減免）

第5条 経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる学生については、前期又は後期に係る授業料の全額、半額又は4分の1に相当する額を免除することができる。

- 2 死亡又は行方不明のため学生の学籍を除いたときは、当該学生に係る未納の授業料の全額を免除することができる。
- 3 入学料又は授業料を納付しないことにより学籍を有しないこととなる者については、未納の授業料の全額を免除することができる。
- 4 第1項の規定により、前期又は後期に係る授業料の減免を受けようとする者は、当該期に係る授業料の納付期限前に、所定の授業料減免申請書を理事長に提出しなければならない。
- 5 理事長は、前項の授業料減免申請書を受理したときは、免除を許可し、又は免除を不許可とするまでの間は授業料の徴収を猶予することとし、この旨を、減免の申請をした者（以下この条において「申請者」という。）に対し、通知するものとする。
- 6 理事長は、免除を許可し、又は免除を不許可としたときは、遅滞なく、申請者に対し、その旨を通知しなければならない。
- 7 理事長は、免除を不許可とした者及び半額又は4分の1に相当する額の免除の許可をした者に係る授業料を前項の通知の日から起算して14日以内に徴収しなければならない。

（授業料の徴収猶予）

第6条 前条第5項に定める場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当すると認められる学生については、前期又は後期に係る授業料の徴収を猶予することができる。

- (1) 経済的理由により納付期限までに納付することが困難であり、かつ、学業優秀と認められた学生
 - (2) 行方不明の学生
 - (3) 本人又は学資負担者が風水害等の災害を受けた学生
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、その他やむを得ない事情があると認められる学生
- 2 前項の規定により、授業料の徴収の猶予を受けようとする者（前項第2号に掲げる者にあつては、学生に代わる者）は、前期又は後期に係る授業料の納付期限前に、所定の授業料徴収猶予申請書を理事長に提出しなければならない。

3 前条第5項から第7項の規定は、前項の授業料徴収猶予申請書を受理した場合について準用する。

(月割りによる納付)

第7条 特別の事情があると認められる学生については、授業料の月割りによる分納を許可することができる。

2 前項の場合において、納付すべき1月当たりの額は、授業料の年額の $\frac{1}{2}$ 分の1に相当する額とする。

3 前項の規定により授業料の月割分納の許可を受けている者に対し、その申請により退学を許可したときは、退学の日属する月の翌月以降に納付すべき未納の授業料の全額を免除することができる。

(その他の入学検定料等の免除)

第8条 前各条に規定するもののほか、次の各号に掲げる入学検定料、入学料又は授業料については、これを免除することができる。

(1) 本学を退学した日の翌日から起算して2年を経過する日(当該日が前期又は後期の末日に当たる場合は、その翌日)までに、退学前に所属していた学科又は専攻に再入学する者に係る入学検定料及び入学料

(2) 本学と学術交流協定を締結した海外の大学の推薦を得て本学大学院への入学を志願する者に係る入学検定料

(3) 国費外国人留学生に採用が決定された者に係る入学検定料、入学料及び授業料(ただし、国が負担しない場合に限る。)

(4) 国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)及び国連UNHCR協会との難民を対象とする推薦入学制度に関する協定書に基づき国連難民高等弁務官事務所等の推薦を得て入学する者に係る入学検定料、入学料及び授業料

(5) 大学院平和学研究科に入学する者であって平和創造及び平和維持のための活動を行う機関等に所属する者(理事長が別に定める者に限る。)に係る入学料及び授業料(学位論文審査手数料の減免)

第9条 本学大学院の博士課程に所定の修業年限以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、学位論文の作成等に対する指導を受けた後退学した者が、再入学しないで退学したときから1年以内に学位論文を提出し、博士の学位の授与を申請するときは、学位論文審査手数料を免除することができる。

(委任)

第10条 この規程の施行について必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 略

広島市立大学大学院国際学研究科履修規程

〔平成22年4月1日〕
規程第83号

(趣旨)

第1条 この規程は、広島市立大学大学院学則(平成22年公立大学法人広島市立大学学則 第2号)第19条第3項の規定に基づき、大学院国際学研究科(以下「研究科」という。)における授業科目の履修方法等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指導教員)

第2条 研究科委員会は、授業科目の履修の指導及び学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)を行うために、入学後速やかに、学生ごとに主指導教員を定めるとともに、当該学生の提出する「副指導教員希望届」を参考にして、博士前期課程の学生においては副指導教員を2人以内定め、博士後期課程の学生においては副指導教員を2人定める。

- 2 主指導教員は、研究科の授業を担当する教授、准教授又は講師をもって充てる。
- 3 副指導教員は、研究指導において主指導教員を補佐する。
- 4 学生は、主指導教員又は副指導教員の変更を希望するときは、関係指導教員の承認を得て研究科長に願い出て承認を得なければならない。

(研究計画書等)

第3条 博士前期課程の学生は、主指導教員の指導により、別に定める期日までに所定の研究計画書を研究科長に提出しなければならない。

- 2 博士後期課程の学生は、主指導教員の指導により、別に定める期日までに所定の博士学位請求論文執筆計画書を研究科長に提出しなければならない。
- 3 前2項の計画書の提出に当たっては、主指導教員及び副指導教員の承認を得なければならない。

(授業科目の履修時期等)

第4条 授業科目の履修時期及び授業時間割表は、毎学年の始めに発表する。

(履修方法)

第5条 学生は、主指導教員の指導により、履修しようとする授業科目を決定し、当該主指導教員の承認を得て、毎学期の授業開始日から2週間以内に所定の履修

届を研究科長に提出しなければならない。

- 2 前項に規定する履修届を提出しない者は、履修を認めない。ただし、特別の事情があると認められる場合で、当該授業科目担当教員の承認を得たときは、この限りでない。

(学位論文の提出)

第6条 博士前期課程の学生は、別に定める期日までに主指導教員の承認を得て、修士論文審査願及び修士論文を研究科長に提出しなければならない。

- 2 博士後期課程の学生は、別に定める期日までに主指導教員の承認を得て、博士学位請求論文審査願及び博士学位請求論文を研究科長に提出しなければならない。

(学位論文の審査)

第7条 学位論文の審査については、別に定める。

(最終試験)

第8条 最終試験は、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、所定の学位論文を提出した者について行う。

- 2 最終試験の期日及び方法は、あらかじめ発表する。

(成績評価)

第9条 成績は、試験の成績等を総合して評価する。

- 2 成績の表示は、別表第1のとおりとし、秀、優、良及び可を合格とし、所定の単位を与える。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、研究科における授業科目の履修方法等に関し必要な事項は、研究科委員会の議を経て、学長が別に定める。

附 則 (略)

別表第1（第9条関係）

評 価	評 点
秀	90点～100点
優	80点～89点
良	70点～79点
可	60点～69点
不可	59点以下

広島市立大学学位規程

平成22年4月1日

規程第86号

(趣旨)

第1条 この規程は、広島市立大学学則（平成22年公立大学法人広島市立大学学則第1号）第48条第2項及び広島市立大学大学院学則（平成22年公立大学法人広島市立大学学則第2号）第36条第4項の規定に基づき、学位の授与に関し必要な事項を定めるものとする。

(学位の授与)

第2条 学位の授与は、別に定める学位記の交付をもって行う。

(学位授与の要件)

第3条 本学を卒業した者には、学士の学位を授与する。

- 2 本学大学院の課程を修了した者には、修士又は博士の学位を授与する。
- 3 博士の学位は、前項の規定によるほか、本学大学院の博士後期課程を経ない者で、本学大学院に学位論文を提出してその審査及び試験に合格し、かつ、本学大学院の博士後期課程を修了したものと同等以上の学力があることの確認（以下「学力の確認」という。）をされた者についても授与する。

(専攻分野の名称)

第4条 学士の学位に付記する専攻分野の名称は、別表第1に掲げるとおりとする。

- 2 修士の学位に付記する専攻分野の名称は、別表第2に掲げるとおりとする。
- 3 博士の学位に付記する専攻分野の名称は、別表第3に掲げるとおりとする。

(博士の学位授与の申請及び受理)

第5条 博士の学位の授与の申請に要する学位論文（芸術学研究科においては、学位論文及び研究作品。（以下「学位論文等」という。）の提出については、別に定める。

- 2 第3条第3項の規定による博士の学位の授与を受けようとする者は、学位申請書に別に定める学位論文等及び学位論文審査手数料を添え、研究科長を経て学長に提出するものとする。ただし、本学大学院博士後期課程に所定の年限以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受け退学した者（以下「満期退学者」という。）が博士の学位の授与を申請する場合の学位論文審査手数料の扱いについては、別に定める。

3 前項の規定により学位論文等の提出があったときは、学長は、その学位の種類に応じて適当と認める研究科委員会に審査を付託するものとする。

4 受理した学位論文等及び学位論文審査手数料は、いかなる理由があってもこれを還付しない。

(審査委員会)

第6条 研究科委員会は、博士の学位論文等の審査及び試験を行うため、当該研究科の審査委員3人以上からなる審査委員会を設ける。

2 研究科委員会の審議を経て、当該研究科以外の研究者を審査委員に加えることができる。

(試験の方法)

第7条 試験は、博士の学位論文等を中心として、これに関係のある科目について行うものとする。

2 第3条第3項の学力の確認は、別に定める方法による。

3 満期退学者が、退学後3年以内に第3条第3項の規定による博士の学位の授与を申請した場合は、学力の確認を省略することができる。

(審査期間)

第8条 博士の学位論文等の審査及び試験は、学位論文等を受理した時から1年以内に終了するものとする。ただし、特別の事由があるときは、研究科委員会の議を経て、その期間を1年以内に限り延長することができる。

(審査委員会の報告)

第9条 審査委員会は、学位論文等の審査、試験及び学力の確認を終了したときは、直ちに学位論文等の内容の要旨、学位論文等の審査の結果の要旨、試験結果の要旨及び学力の確認の結果の要旨を、文書をもって研究科委員会に報告しなければならない。

(研究科委員会の審議決定)

第10条 研究科委員会は、前条の報告に基づいて審議の上、博士の学位を授与すべきかどうかを議決する。

2 前項の議決をするには、研究科委員会の構成員（海外出張中及び長期療養中の者を除く。）の3分の2以上の出席を必要とし、かつ、出席者の3分の2以上の賛成がなければならない。

3 研究科委員会において必要と認めるときは、当該研究科若しくは他の研究科の

教員又は他の大学院の教員を、この審議に出席させることができる。ただし、その出席者は、議決に加わることはできない。

(研究科委員会の報告)

第11条 研究科委員会が博士の学位を授与できるものとしたときは、研究科の長は、学位論文等とともに学位論文等の内容の要旨、学位論文等の審査の結果の要旨及び試験の結果の要旨を、文書をもって学長に報告しなければならない。

2 研究科委員会が博士の学位を授与できないものとしたときは、研究科の長は、その旨を文書をもって学長に報告しなければならない。

(博士の学位授与)

第12条 学長は、前条の報告に基づき、博士の学位を授与すべき者には、学位記を授与し、博士の学位を授与できない者には、その旨を通知する。

(博士の学位登録)

第13条 本学が博士の学位を授与したときは、学長は、学位簿に登録し、文部科学大臣に報告するものとする。

(学位論文要旨の公表)

第14条 本学が博士の学位を授与したときは、その授与した日から3月以内に、その学位論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を公表するものとする。

(学位論文の公表)

第15条 本学において博士の学位を授与された者は、学位を授与された日から1年以内に、その学位論文を公表しなければならない。ただし、学位授与前に公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、学長の承認を受けて、当該学位論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、学長は、その学位論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 前2項の規定により学位論文を公表するときは、「広島市立大学審査学位論文」と明記しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定による学位論文の公表のほか、芸術学研究科においては、研究科委員会の定めるところにより研究作品の公表をするものとする。

(修士の学位の審査)

第16条 修士の学位の審査については、別に定める。

(学位名称の使用)

第17条 本学において学位を授与された者が学位の名称を用いるときは、広島市立大学と付記するものとする。

(学位授与の取消)

第18条 本学において修士又は博士の学位を授与された者がその名誉を汚す行為をしたとき又は不正の方法により学位を授与されたことが判明したときは、学長は、大学院委員会の議を経て、学位の授与を取り消し、学位記を返還させ、かつその旨を公表する。

(委任)

第19条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

(適用)

2 別表第1情報科学部の項及び別表第2情報科学研究科の項の規定については、平成19年度以降に入学する者について適用し、平成18年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則 略

別表第1 (第4条関係)

学 部 名	学 科 名	専攻分野の名称
国 際 学 部	国 際 学 科	国 際 学
情 報 科 学 部	情 報 工 学 科	情 報 科 学 又は 情 報 工 学
	知 能 工 学 科	
	シ ス テ ム 工 学 科	
	医 用 情 報 科 学 科	
芸 術 学 部	美 術 学 科	芸 術
	デ ザ イン 工 芸 学 科	

別表第2（第4条関係）

研究科名	専攻名	専攻分野の名称
国際学研究科	国際学専攻	国際学、 学術 又は 平和学
情報科学研究科	情報工学専攻	情報科学 又は 情報工学
	知能工学専攻	
	システム工学専攻	
	医用情報科学専攻	
芸術学研究科	造形芸術専攻	芸術
平和学研究科	平和学専攻	平和学

別表第3（第4条関係）

研究科名	専攻名	専攻分野の名称
国際学研究科	国際学専攻	国際学、 学術 又は 平和学
情報科学研究科	情報科学専攻	情報科学 又は 情報工学
芸術学研究科	総合造形芸術専攻	芸術
平和学研究科	平和学専攻	平和学

広島市立大学長期履修学生規程

平成23年3月30日

規程第4号

(趣旨)

第1条 この規程は、広島市立大学大学院学則（平成22年公立大学法人広島市立大学学則第2号）第26条第2項の規定に基づき、長期履修学生に関し必要な事項を定めるものとする。

(申請資格)

第2条 長期履修学生として申請することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 社会人に特定した入試制度により入学した者
- (2) その他長期履修が必要となる特別な理由があると認められる者

(申請手続)

第3条 長期履修学生となることを希望する者は、入学年次の4月末（秋季入学者においては10月末）までに、次の書類を添えて学長に申請しなければならない。

- (1) 長期履修学生申請書（様式第1号）
- (2) その他必要と認められる書類

2 在学生在中途から長期履修学生となることを希望する場合は、前期から長期履修学生となることを希望する場合は前年度の2月末までに、後期から長期履修学生となることを希望する場合は当該年度の8月末までに、前項各号に規定する書類を添えて学長に申請しなければならない。ただし、最終年次（博士前期課程2年目、博士後期課程3年目）に在学する者は申請できないものとする。

(許可)

第4条 前条の申請に対しては、研究科委員会の議を経て、学長が許可する。

(長期履修期間)

第5条 長期履修学生として、修業年限を超えて一定の期間にわたり、計画的に教育課程を履修することを認められた期間（以下「長期履修期間」という。）は、研究科の課程に応じ次のとおり定める。なお、休学の期間は、長期履修期間に算入しない。

- (1) 修士課程及び博士前期課程
入学時から3年又は4年

(2) 博士後期課程

入学時から4年、5年又は6年

(延長及び短縮)

第6条 長期履修期間の延長又は短縮を希望する者は、前期から延長又は短縮を希望する場合は前年度の2月末までに、後期から延長又は短縮を希望する場合は当該年度の8月末までに長期履修期間変更申請書(様式第2号)及びその他必要と認められる書類を添えて学長に申請しなければならない。

2 前項の申請に対しては、研究科委員会の議を経て、学長が許可する。

3 第1項に定める延長及び短縮は、1回限りとする。

4 長期履修期間の最終年次に在学する者は、許可された長期履修期間の延長又は短縮を申請できないものとする。

(授業履修の指導)

第7条 指導教員は、長期履修学生の履修期間に応じて授業履修が計画的に行われるよう必要な指導を行うものとする。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、長期履修学生に関し必要な事項は、教務委員会の議を経て、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行し、平成24年4月以降に入学した者から適用する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

広島市立大学大学院におけるGPA制度に係る実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、広島市立大学大学院国際学研究科履修規程第10条、広島市立大学大学院情報科学研究科履修規程第16条、広島市立大学大学院芸術学研究科履修規程第9条、又は広島市立大学大学院平和学研究科履修規程第11条の規定に基づき、広島市立大学大学院（以下「本学大学院」という。）におけるグレードポイントアベレージ（以下「GPA」という。）制度について必要な事項を定め、学生の学習意欲を高めるとともに、厳格な成績評価と学生支援に資することを目的とする。

(定義)

第2条 GPAとは、成績評価を受けた科目毎の5段階評価を4から0までのグレードポイント（以下「GP」という。）に置き換えたものに単位数を乗じ、その総和を成績評価を受けた授業科目の単位数の合計で除して得られる1単位当たりの平均値をいう。

2 GPA対象科目は、次に掲げる授業科目とする。

- (1) 本学大学院の授業科目であって、その修得した単位を修了の要件となる単位として認めることができることとされているもの
 - (2) 本学大学院在学中に、他の大学の大学院において履修した授業科目であって、その修得した単位を修了の要件となる単位として認めることができることとされているもの
- 3 前項の規定にかかわらず、5段階評価に係る成績評価によらず単位を認定した科目及び成績評価が未済となっている授業科目については、GPAの対象から除く。

(成績評価及びGP)

第3条 各研究科等で定める成績評価及びGPは、次のとおりとする。

評価	評点	GP
秀 (S)	90-100点	4
優 (A)	80- 89点	3
良 (B)	70- 79点	2
可 (C)	60- 69点	1
不可 (D)	0- 59点	0
認定		対象外
評価未済		対象外

(GPAの種類及び計算方法)

第4条 GPAは、当該学期に成績評価を受けた第2条第2項に規定するGPA対象科目について、学期GPA及び通算GPAに区分し、各区分の定める方法により計算するものとし、計算値は小数点以下第3位を四捨五入して表記するものとする。

(1) 学期GPA

学期GPAは、当該学期の授業科目ごとに得たGPに当該授業科目の単位数を乗じる計算を、当該学期に成績評価を受けた授業科目分行い、その合計を当該学期に成績評価を受けた授業科目単位数の合計で除して算出する。

学期GPA = (当該学期に成績評価を受けた授業科目のGP × 当該授業科目の単位数) の合計 / 当該学期に成績評価を受けた授業科目の単位数の合計

(2) 通算GPA

通算GPAは、入学時から当該学期までの授業科目ごとに得たGPに当該授業科目の単位数を乗じる計算を、入学時から当該学期までに成績評価を受けた授業科目を行い、その合計を入学時から当該学期までに成績評価を受けた授業科目の単位数の合計で除して算出する。

$$\text{通算GPA} = \frac{\text{（入学時から当該学期までに成績評価を受けた授業科目のGP} \times \text{当該授業科目の単位数）の合計}}{\text{入学時から当該学期までに成績評価を受けた授業科目の単位数の合計}}$$

通算GPAの算出に当たって用いる一の授業科目に係るGPは、当該授業科目に係る最も新しい一の評価に係るものとする。

(履修の取消し)

第5条 学生は、一度履修登録した科目であっても、当初想定していた履修計画、受講目的が達成されないなどの理由により履修を取り消すことができる。

2 履修の取消しは、予め各学期の履修登録時に学生へ提示する期間に限り行うことができる。ただし、当該期間後に開講される集中講義科目については、この限りではない。

3 原則として、必修科目及び担当教員が授業の形態から取り消しできないとシラバス等で明記した科目は、履修取消の対象外とする。

4 前2項の規定にかかわらず、病気・事故等やむを得ない事情による場合は、履修取消期間以降においても医師の診断書等を付して履修を取り消すことができる。

5 取り消した科目は成績原簿に「取消(W)」と記載し、成績証明書には記載しない。

(GPAの記載)

第6条 成績証明書に通算GPAを、成績原簿に通算GPA及び学期GPAを其々記載する。

(経過措置)

第7条 平成22年3月31日において現に在籍する者(以下「在籍者」という。)及び在籍者の属する年次に転入学又は再入学する者について、成績原簿及び成績証明書には、学期GPA及び通算GPAの記載は行わないものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、GPAの取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則 略

広島市立大学博士学位規程国際学研究所内規

第1章 総則

(趣旨)

第1条 広島市立大学学位規程（以下「規程」という。）第19条の規定に基づき、この内規を定める。

第2章 研究科博士後期課程修了認定のために行う学位審査

(学位論文予備審査申請及び資格要件)

第2条 博士学位論文（以下「学位論文」という。）を提出する予定の者は、予備審査のため、指導教員の承認を得て、次の書類を研究科長に提出するものとし、提出の時期は別途定める。

- | | |
|-----------------------------|-------------|
| (1) 博士学位論文予備審査願 | 3通(原本1、写し2) |
| (2) 論文目録（A4判、縦長横書き） | 3通(原本1、写し2) |
| (3) 論文 | 3通 |
| (4) 参考論文があるときは、参考論文 | 3通 |
| (5) 論文要旨（A4判、縦長横書き、4000字以内） | 3通(原本1、写し2) |
| (6) 履歴書 | 3通(原本1、写し2) |
| (7) 研究業績書 | 3通(原本1、写し2) |

2 予備審査の申請を提出することができる者は、博士後期課程研究報告書を提出し、その内容が研究科委員会において承認された者とする。また併せて、学会や研究会等における研究発表を1回以上、かつ学術雑誌における論文等（査読付き）の公表を1編以上している者とする。

(予備審査)

第3条 研究科委員会は、第2条の規定による書類が提出されたときは、その内容が学位審査に値するか否かを判定するため、学位論文予備審査委員会（以下「予備審査委員会」という。）を設置し、予備審査を行う。

2 予備審査委員会は、主指導教員を含む研究科委員会の委員3名以上で構成する。

(結果報告)

第4条 予備審査委員会は、予備審査を終了したときは、文書で研究科委員会に報告し、その承認を得るものとする。

(論文提出の時期及び資格要件)

第5条 学位論文の提出期限は、別途定める。

2 学位論文を提出することができる者は、次の各号にすべて該当する者とする。

- (1) 第3条の規定による予備審査委員会において、学位審査に値すると判定された者

- (2) 博士後期課程において所定の単位を修得した者又は論文を提出する日の属する学年末までに、所定の単位を修得する見込みが確実な者で、必要な研究指導を受けた者
- 3 学位論文は、第3条の規定による予備審査委員会において、学位審査に値すると判定された後1年以内に提出するものとする。
- 4 第3条の規定による予備審査委員会において、学位審査に値すると判定された者が、博士學位論文の提出に至らなかった場合又は學位論文が認められなかった場合は、改めて予備審査を受けるものとする。

(論文提出の手續)

第6条 前条第3項の規定に該当する者が學位論文を提出する場合は、次の書類を指導教員の承認を得て研究科長に提出するものとする。

- | | |
|-----------------------------|-------------|
| (1) 博士學位論文審査願 | 4通(原本1、写し3) |
| (2) 論文目録(A4判、縦長横書き) | 4通(原本1、写し3) |
| (3) 論文 | 4通 |
| (4) 参考論文のあるときは、参考論文 | 4通 |
| (5) 論文要旨(A4判、縦長横書き、4000字以内) | 4通 |
| (6) 履歴書 | 4通(原本1、写し3) |
| (7) 研究業績書 | 4通(原本1、写し3) |
| (8) 學位論文予備審査終了通知書(写し) | |
| (9) 學位論文予備審査結果報告書(写し) | |

(論文の受理)

第7条 研究科長は、前条の規定により學位論文の提出があったときは、研究科委員会に受理すべきか否かを諮るものとする。

(審査委員会)

第8条 研究科委員会は、學位論文の受理を認めた場合は、速やかに博士學位論文審査委員会(以下「審査委員会」という。)を編成する。

- 2 審査委員会は第3条で規定する予備審査委員会の委員に学内外の教員等1名以上を加えるものとする。
- 3 審査委員会は、1年以内に學位論文の審査と最終試験(口述試験その他審査委員会が必要とする試験)を実施し、その結果を研究科委員会に報告し、承認を得るものとする。

第3章 論文提出による學位審査

(學位論文予備審査申請及び資格要件)

第9条 規程第3条第3項の規定に基づき、論文提出による博士の學位の授与を申請する予定の者は、予備審査のため、次の書類を研究科長に提出するものとする。

- | | |
|-----------------|-------------|
| (1) 博士學位論文予備審査願 | 3通(原本1、写し2) |
|-----------------|-------------|

- (2) 論文目録（A 4判、縦長横書き） 3通（原本1、写し2）
- (3) 論文 3通
- (4) 参考論文があるときは、参考論文 3通
- (5) 論文要旨（A 4判、縦長横書き、4000字以内） 3通（原本1、写し2）
- (6) 履歴書 3通（原本1、写し2）
- (7) 研究業績書 3通（原本1、写し2）

2 前項に規定する予備審査の申請を提出することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学院博士後期課程に3年以上在学して所定の単位を修得し、かつ、研究指導を受けた後退学した者
- (2) 大学院博士前期課程の修了者で、4年以上の研究歴を有するもの
- (3) 大学の卒業生で、6年以上の研究歴を有するもの
- (4) 前各号に掲げる者以外の者で、10年以上の研究歴を有するもの

（予備審査）

第10条 研究科委員会は、第9条第1項の規定による書類が提出されたときは、その内容が学位審査に値するか否かを判定するため、学位論文予備審査委員会（以下「予備審査委員会」という。）を設置し、予備審査を行う。

2 予備審査委員会は、研究科委員会の委員3名以上で構成する。

（結果報告）

第11条 結果報告については、第4条の規定を準用する。

（論文提出の手続）

第12条 第10条の規定による予備審査委員会において、学位審査に値すると判断された者が論文を提出する場合は、次の書類を研究科長を経て学長に提出するものとする。

- (1) 学位申請書 4通（原本1、写し3）
- (2) 論文目録（A 4判、縦長横書き） 4通（原本1、写し3）
- (3) 論文（A 4判、縦長横書き） 4通
- (4) 参考論文のあるときは、参考論文 4通
- (5) 論文の要旨（A 4判、縦長横書き、4000字以内） 4通
- (6) 履歴書 4通（原本1、写し3）
- (7) 研究業績書 4通（原本1、写し3）
- (8) 最終学校の卒業証明書又は卒業証書の写し 4通（原本1、写し3）
（大学院修了証明書又は学位記の写し）
- (9) 研究期間を証する指導教授又はこれに準ずる者の証明書 1通

2 前項の規定にかかわらず、本学国際学部卒業生及び本学国際学研究所修了生でその研究歴が本学に限られるものについては、前項第8号及び第9号に規定する書類は必要と

しない。

(論文の受理)

第 13 条 論文の受理については、第 7 条の規定を準用する。

(審査委員会)

第 14 条 審査委員会の設置については、第 8 条第 1 項の規定を準用する。

2 審査委員会は、研究科委員会のうちから選出された 3 名以上の審査委員をもって組織する。ただし、研究科委員会において必要と認めたときは、本学大学院の他の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を審査委員に加えることができる。

3 審査委員会は、1 年以内に学位論文の審査及び試験と併せて学力の確認を行い、その結果を研究科委員会に報告し、承認を得るものとする。

(学力の確認方法)

第 15 条 前条に定める学力の確認は、学位申請者が本学大学院博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有するか否かについて口述試験及びその他審査委員会が必要とする試験を実施する。ただし、研究科委員会が学歴、業績等により学位申請者の学力の確認を行い得ると認めたときは、試験の全部又は一部を省略することができる。

(書類の様式)

第 16 条 関係書類の様式は、予備審査に関する別記様式第 1 号から第 6 号、学位論文審査に関する別記様式第 1 号から第 8 号までのとおりとする。

(その他)

第 17 条 この内規に定めるもののほか、必要な事項は、研究科委員会の議を経て研究科長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規定は、平成 13 年 1 月 21 日から施行し、平成 12 年度に入学した者から適用する。

附 則

(施行期日)

この規定は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規定は、平成 29 年 3 月 2 日から施行し、平成 28 年度に入学したものから適用する。

Hiroshima City University Graduate School of International Studies



3つのひかり 未来をつくる
広島市立大学
Hiroshima City University